

# 第2次

## 八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画



令和7年3月  
鳥取県八頭町

## はじめに

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとする世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障が定められています。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りを持って人間らしく生きることができ、差別と偏見のない社会が実現されなければなりません。

本町は、「人権尊重」を宣言し、全ての人が生まれながらに持つ人権を大切にしながら、自分らしく健康で幸せに生きることができ、笑顔あふれるまちを目指しています。そこで、平成17年に制定した「部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例」に基づき、「八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画」及び「八頭町人権を尊重するまちづくり実施計画」を策定し、全ての人の人権が尊重されるまちとなるよう人権教育・啓発を積極的に取り組んでまいりました。

その結果、あらゆる人権に対する理解や認識は着実に深まっていますが、偏った見方や差別意識の解消が課題となっており、学びを継続していくと同時に、国際社会の動向や社会の変化などに伴う、様々な人権課題への対応も求められています。

こうした中、さらなる効果的な人権教育・啓発の推進を図るため、基本計画の見直しを行い、この度、実施計画を包含する形で「第2次八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画」を改定しました。これからも、各関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの人権が尊重される明るい地域社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続き町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見等をいただきました町民の皆さま、また、慎重な審議をいただきました八頭町部落差別撤廃人権擁護審議会委員の皆さまに深く感謝申し上げます。

令和7年3月

八頭町長 吉田 英人

# 目 次

はじめに

第1章 基本的な考え方	1
1 計画改定の趣旨	1
2 基本方針	2
3 計画の位置づけ	2
4 推進期間	3
5 推進体制	3
6 持続可能な開発目標との関連性	3
第2章 効果的な人権教育・啓発の推進	5
1 人権教育・啓発についての理解	5
2 人権尊重への理解を深めるための人権教育・啓発の推進	5
3 個々の多様性に応じた人権教育・啓発方法の検討	6
4 学習形態を工夫した人権教育・啓発の推進	6
5 社会情勢等に応じた人権教育・啓発の内容の見直し	6
6 関係機関・団体相互の連携	7
7 町民意識調査の活用	7
8 プライバシーへの配慮	7
第3章 具体的な人権教育・啓発の推進について	8
1 個別課題における人権教育・啓発の推進	8
（1）部落差別（同和問題）	8
（2）男女共同参画に関する人権	12
（3）子どもの人権	16
（4）高齢者の人権	24
（5）障がいのある人の人権	29
（6）外国人の人権	35
（7）病気にかかわる人の人権	38
（8）インターネットに関する人権	41
（9）犯罪被害者等の人権	44
（10）刑を終えて出所した人等の人権	46
（11）性的マイノリティの人権	48
（12）生活困難者の人権	50
（13）その他の人権	53

2	あらゆる場（機会）を通じた人権教育・啓発の推進.....	56
	（1）家 庭.....	56
	（2）地域社会.....	58
	（3）保育所・学校等.....	61
	（4）企業・事業所.....	65
	（5）各種団体等.....	67
3	人権に関係の深い職業従事者に対する人権教育・啓発の推進.....	69
	（1）保育士・教職員・社会教育関係者.....	69
	（2）医療・保健福祉関係者.....	71
	（3）行政職員・議会議員・消防団員.....	72
	資料編.....	75

# 第1章 基本的な考え方

## 1 計画改定の趣旨

平成17年(2005年)3月に郡家町、船岡町、八東町が合併し、新しく「八頭町」が誕生しました。旧郡家町では、昭和48年(1973年)に「人権尊重のまち」を、旧船岡町・旧八東町では平成2年(1990年)にそれぞれ「人権尊重」を宣言していましたが、合併後も、新しい八頭町として、平成17年(2005年)に「人権尊重」宣言をし、人権の尊重をまちづくりの理念として引き継いでいます。

国においては、平成9年(1997年)「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定・公表しました。また、平成12年(2000年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成14年(2002年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

この法律には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」(第5条)との規定があり、鳥取県では平成9年(1997年)に「鳥取県人権施策基本方針」を策定し、令和4年(2022年)2月には第4次改訂が行われています。

本町では、平成17年(2005年)に制定した「部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例」に基づき、平成18年(2006年)に「部落差別撤廃・人権擁護総合計画」を、平成28年(2016年)に「人権を尊重するまちづくり基本計画」を策定し、あらゆる差別の解消に向け、人権啓発活動や人権教育はもとより、住民一人ひとりの人権尊重の立場にたった施策を積極的に推進してきました。

これにより、「令和5年度人権問題に関する町民意識調査」(2023年7月)の結果および「人権を尊重するまちづくり基本計画」の総括では、本町における人権意識が全体的に安定しており、人権施策も着実に推進されていることが報告されました。しかし、根強い差別意識や当事者意識の欠如といった課題は引き続き指摘されており、加えて、近年は、国際化、情報化、高齢化、少子化等の進展に伴って、複合的な問題や新たな人権課題への対応も求められています。

そこで、これまでの成果と課題を踏まえ、人権教育・啓発の手法や内容を検討するとともに、より効果的で発展的な広がりを持つ総合計画とするために、この度、「人権を尊重するまちづくり基本計画」と「人権を尊重するまちづくり実施計画」を一つにまとめ、連動性を高めて内容をわかりやすく示した「第2次人権を尊重するまちづくり基本計画」に改定しました。

## 2 基本方針

本計画の推進にあたり、次のとおり基本方針を定めます。

一人ひとりの人権が尊重される明るい地域社会を実現するため、以下の取組を推進します。

- (1) 発達段階や年代等に応じたあらゆる学習機会の提供により、主体的な実践行動につなげるための人権教育・啓発を推進します。
- (2) 全ての人々が互いの多様性を認め、個性や能力が充分発揮できる、包括的<sup>\*</sup>で持続可能な社会の実現を目指します。
- (3) 誰もが地域の一員として支え合い、つながることで、心身ともに健康で幸福を実感できる社会の実現を目指します。

※包括的な社会とは、全ての人々が平等に参加し、尊重される社会です。様々な背景や特性を持つ人々が、その差異に関係なく同じ機会を持ち、社会のあらゆる面で活躍できる環境を意味します。

## 3 計画の位置づけ

本町は、「第3次八頭町総合計画」において、「住民が主役のまちづくり(協働)」を基本目標の一つとして、町民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画できる仕組みをつくり、町民相互の触れ合いと連帯感が高まる地域社会の構築を進めています。「第2次八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画」は、総合計画の基本施策のうち「人権尊重のまちづくり」の分野に係る個別計画であり、本町が実施する人権教育・啓発の推進及び町行政全般における人権尊重への配慮に対する基本方針を明らかにするとともに、今後の具体的施策を示すものです。

また、企業・事業所や関係機関、団体をはじめ広く町民が、人権教育・啓発の必要性を認識することで、人権意識をより高め、行動と実践へとつなげるものです。さらに、あらゆる場(機会)を通じて、自主的な学習に取り組み、自らの生き方を見つめなおすことが、町民一人ひとりに求められています。

今後、「八頭町人口ビジョン」「第3期八頭町総合戦略」「第2次八頭町教育ビジョン」「第4次八頭町男女共同参画プラン」「第3期八頭町子ども・子育て支援事業計画」「第3期八頭町障がい者計画」「第9期八頭町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「第2期八頭町地域福祉推進計画」等の各種計画に基づく施策は、この基本計画の趣旨に留意しつつ推進していくとともに、新たな計画の策定または各種計画の改訂の際には、人権尊重の視点を一層盛り込み、人権施策を関係部署と連携を図りながら総合的に推進していくこととします。

## 4 推進期間

この計画の推進期間は、令和7年度から令和16年度(2034年度)までの10年間としますが、人権を取り巻く社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。基本計画に掲げた施策の具体的な事業内容については、年度ごとに担当課が見直しを行いながら推進します。

## 5 推進体制

- (1) 全ての機関で人権尊重の視点に立った行政施策を実施するため、庁内の人権施策推進体制を強化し、人権施策に関する連絡調整と人権問題に関する情報等の共有を図ります。
- (2) 施策の推進にあたっては、官民で組織する八頭町人権教育推進協議会を中心として、各地区人権教育推進委員会や各種団体、企業・事業所等と連携を図りながら総合的に計画を推進します。
- (3) 地域や家庭で人権教育・啓発を進める自治会組織や町内の団体等の活動に対しては、積極的に協力や支援を行います。
- (4) 計画の推進について、あらゆる機会を通じて人権に関する情報の提供に努めるとともに、幅広く町民の意見等を取り入れ、効果的な推進に努めます。
- (5) 本町が実施する諸施策の推進にあたっては、この計画の趣旨を踏まえ、常に人権尊重の視点に配慮するよう努めます。
- (6) 本計画をより実効性のあるものとして推進するために、人権に深く関わる関係者などで構成される「八頭町部落差別撤廃人権擁護審議会」において、計画の取組状況を毎年点検・評価し、改善につなげます。
- (7) 「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」第5条を踏まえ、真に人権が尊重される社会の実現を目指し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者が相互に協力して、あらゆる差別の解消に取り組みます。

## 6 持続可能な開発目標との関連性

平成27年(2015年)9月の国連において、持続可能な開発目標<sup>エスディー・ジーズ</sup>(SDGs: Sustainable Development Goals)が採択されました。これは、2030年までに全ての人々が幸せに暮らせる世界をつくるための達成すべき国際目標で、「誰一人取り残さない」ことを理念として掲げ、経済・社会・環境等の幅広い課題に取り組むとともに、持続可能で多様性と包摂性のある社会をめざすものです。

令和元年(2019年)12月に改定された、SDGs推進の中長期的な国家戦略であるSDGs実施指針には、「国際社会における普遍的価値としての人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要であ

る」と明記されています。

本町は、令和5年（2023年）に他自治体のモデルとなるような先進的な取組を進めるSDGs未来都市に選定され、3年間の「八頭町SDGs未来都市計画」を策定しています。人が輝き、未来が輝くまちづくりのためには、人権尊重の理念を基礎にして取組を推進していくことが求められています。

また、ユニバーサルデザインの普及は、SDGs達成に向けた重要なステップとなります。ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、障がいの有無など、それぞれの人が持つ様々な違いを問わず、誰にとっても利用しやすいように製品、環境、建物、情報、サービス等をデザイン（設計）し、全ての人が暮らしやすい社会を実現しようとする考え方のことです。ユニバーサルデザインを取り入れていくことで、人権を尊重するまちづくりを推進します。



図：SDGs 17の目標のアイコン

## 第2章 効果的な人権教育・啓発の推進

この章では、一人ひとりの人権が尊重される明るい地域社会の実現に向けて、人権教育・啓発の効果的な推進のために重視する8つの項目を示します。

### 1 人権教育・啓発についての理解

人権教育・啓発とは、人権について正しく知り、深く理解することであり、人とはどのような存在なのか、権利とはどのような性質を持つのか、具体的に考えることです。人間の生命はまさにかげがえのないもので、これを尊重することは何よりも大切なことです。

人が生きていくためになくてはならない権利として、生命や身体の自由の保障、法の下での平等や思想と言論の自由、教育を受ける権利などがありますが、これらの権利はそれぞれ固有の意義を持つとともに、不可分かつ互いに補いながら連なっています。

全ての人、自分の持つ人としての尊厳と価値が尊重されることを求めることができますが、同時に他者に対しても、その権利を尊重して侵してはならないという責任を負うこととなります。

このことから、人権についての正しい認識を持ち、日常生活の中で態度や行動等が確実に根付くための、より積極的な人権教育・啓発を推進していきます。

### 2 人権尊重への理解を深めるための人権教育・啓発の推進

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養<sup>かんよう</sup>を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）と、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定されています。（涵養<sup>かんよう</sup>とは、自然に水が浸みこむように徐々に養い育てることで。）

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、自らが持つ権利を知って行使することの意義、他者に対する公平・公正な態度と人権を尊重することの必要性や様々な課題などについて考えながら、人権尊重の精神を生活の中に活かしていくことが肝要です。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に受けとめ、それに共感できるような人権感覚を身につけることも併せて重要です。

さらに、基本的人権といった人権全般に共通する視点にたった学びと、様々な人権課題を個別に掘り下げて解決につなげていく学び、その2つを繰り返しながら人権教育・啓発に取り組み、人権意識の高揚を図ります。

### 3 個々の多様性に応じた人権教育・啓発方法の検討

国際化の進展とともに、国籍、文化、習慣、性別、世代、家庭環境等、多様性への理解は深まり、全ての人々は平等に生きる権利を持っているという考え方が、ますます認識されるようになっていきます。また、多様な背景を持つ人々が互いに尊重し合い、安心して暮らしていくためには、自分自身が持つ思い込みや決めつけに気づき、それを克服するための考え方や行動について学び、誰も排除されず、違いを認めて支え合うことのできる包括的な社会を形成していかなければなりません。

そのため、学校、地域、家庭、職域その他あらゆる場を通じて、自主性を尊重しながら、個々の発達段階や年代、学習経験等に応じた様々な機会の提供と効果的な手法を採用することで、人権意識の向上につながる人権教育・啓発を継続して実施します。

### 4 学習形態を工夫した人権教育・啓発の推進

人権啓発冊子等の作成や配布、講演会等の実施、人権啓発映像の放映といった人権教育・啓発の方法は、人権に関する知識や情報を広く伝える点で有効なことから、今後も継続して取組を進めます。また、一人ひとりが知的理解を深め、人権感覚や人権意識を向上させるためには、人権についての知識を学習するだけでなく、ともに意見を交わし、理解し合えるような地域ぐるみの交流学习に取り組むことも重要です。

このことから、ワークショップや体験活動など主体的・能動的に参加できるような手法にも着目しながら、積極的な取組を推進します。

### 5 社会情勢等に応じた人権教育・啓発の内容の見直し

国際化、情報化社会等の進展に伴って、わたしたちの身の回りにも様々な変化が現れ、生まれ育った時代背景等が異なることから、世代間による価値観や考え方にも相違が生じています。

このような社会情勢の変化とともに、人権問題は多様化し、それぞれの問題が混在する中で複雑化しており、法整備の状況等も考慮しながら、計画の進捗状況の評価を行い、より一層効果的な人権教育・啓発となるよう内容の見直しを行っていくことが必要です。

また、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、様々な教育、啓発、研修等の場を通じて町民相互の理解を深めることで、誰もが心豊かで幸福を実感できる社会を目指して取組を推進します。

## 6 関係機関・団体相互の連携

人権教育・啓発を効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、教育・啓発を実施する関係機関等がその担うべき役割を踏まえたうえで、互いに連携協力関係を強化することが重要です。

また、これまで取り組んできた人権教育・啓発の成果を、各関係機関が共有して肯定的に受け止めることは、関係者の知的理解の深化や人権感覚の育成に結びついていきます。そうした地域での環境づくりを進めるとともに、家庭、保育所や学校、行政や企業・事業所等、多様な人たちと一体となって活動を推進し、一人ひとりに人権尊重の意識がより一層広まるような工夫に努めます。

## 7 町民意識調査の活用

人権をめぐる諸状況や町民の意識等について把握するとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応する必要があります。そこで、5年ごとをめぐりに「人権問題に関する町民意識調査」を行い、町民の人権意識の現状と課題、取組の効果の検証を行います。

また、「令和5年度人権問題に関する町民意識調査」（2023年7月）からは、人権に関する研修会等への参加回数が人権意識の向上と関連していることが明らかとなっており、研修会等の開催にあたっては、町民の関心をひきつけ、気づきがある企画となるよう点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、計画のフォローアップに努めます。

## 8 プライバシーへの配慮

人権教育・啓発の活動の中には、講師や参加者等が自分について語るなどの活動も含め、プライバシーに関わる内容を扱うことが少なくありません。また、人権問題学習の一環として、地域社会における体験活動などに積極的に取り組もうとすればするほど、個人に関する情報に接する度合いも増すこととなります。こうした地域社会等での学習活動は、自分の心や地域社会とのつながりを豊かにするための学びであり、人権教育・啓発の効果的な実施を図る上で大きな意味を持つため、学習活動に関わる人は、個人に関する情報等の取扱いについて慎重な配慮が必要です。

## 第3章 具体的な人権教育・啓発の推進について

この章では、3つの分野において、【現状と課題】、【今後の取組】、【施策の柱】からなる具体的な人権教育・啓発の推進について示します。なお、推進にあたっては、担当課が中心となって施策を展開するとともに、関係課及び関係機関、そして町全体が一体となって総合的に取り組みます。

### 1 個別課題における人権教育・啓発の推進

#### (1) 部落差別（同和問題）

##### 【現状と課題】

昭和40年(1965年)、同和対策審議会は、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である。」また、「その早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題である。」と答申<sup>※1</sup>しました。

国は、この答申を受けて昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」(同対法)を制定し、その後「地域改善対策特別措置法」(地対法)、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)と、法律が失効する平成14年(2002年)3月までの33年間にわたり、特別対策を行ってきました。この結果、同和地区(ここでは、同和対策特別措置法に基づき、かつて同和対策事業の対象となっていた地区のことを指します。以下同じ。)における生活環境の改善をはじめ、物的な基盤整備は着実に成果を収め、格差は大きく改善されました。

しかし、同和地区またはその出身者等に対する土地差別や結婚差別、行政への問い合わせといった事象、さらには、インターネット上で同和地区を特定するような行為等が、現在も発生しています。

平成28年(2016)年、国は、今もなお部落差別は存在するとし、国及び地方公共団体の責務を明記した「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)を施行しました。本町でも、部落差別(同和問題)は許されないとの認識のもと、関係機関と連携しながら差別解消の取組を進めています。

---

#### ※1 同和対策審議会答申

昭和40年(1965年)に同和対策審議会が総理大臣の諮問「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に対して提出した答申のことで、同和行政の基本的指針とされました。

## 【今後の取組】

本町が行った「令和5年度人権問題に関する町民意識調査（2023年7月）」では、「差別をする世代の人がいなくなれば必ずなくなる」、「子どもたちに教えなかったら勝手に消えていく」等の自由記述がありましたが、現在も部落差別（同和問題）は解消されておらず、社会を形成する人々が変わっても残り続けている事実と、インターネット社会の中で部落差別（同和問題）に関する誤った情報にいつ触れてしまうか分からない現状を踏まえれば、合理的な捉え方ではありません。このような、いわゆる「寝た子を起こすな」という消極的な考え方は、以前の意識調査結果からも明らかとなったところですが、これは、差別に苦しむ人々がいることを知りながら実態に目を向けず、傍観者として差別が現存する社会の存続に加担している状態といえます。

さらに、「部落差別はもうなくなっている」、「自分自身が差別をしない」といった自由記述もありましたが、このような人々は、自らが持つ特権に無自覚であり、社会的にも優位な立場にあるマジョリティ（社会的強者）<sup>※2</sup>の可能性が高いと指摘されています。マジョリティは、特権のおかげで壁にぶつかったり社会に違和感を持つことが少なく、差別の存在に気付かなかったり無関心になりやすい傾向があります。そして、自分自身が変わる必要性を自覚していないことから、学習や研修を繰り返しても本質的な変化は期待できません。また、マジョリティが自らの特権を指摘されて立場を揺るがされたとき、不安や反発から誤った認識に陥りやすく、「逆差別だ」とマイノリティを責める思考にもなりかねません。

わたしたちは、差別の現実から深く学びながら、差別が生まれる構造や背景に気付く感性と、豊かな心を養うことで、一人ひとりが内省しながら、自分自身の問題として捉えて行動につなげていかなければなりません。そのためにも、これまで部落差別（同和問題）の解消に向けて取り組んだ成果と課題を土台としつつ、全ての人の人権の保障と人権意識を育む新たな視点での教育・啓発も取り入れながら差別解消の取組を推進します。

---

### ※2 マジョリティ（社会的強者）

単に人数が多いというだけではなく、強い発言力を持ち、社会の中で優位な立場にいる人々や集団のことです。反対に、単に人数が少ないというだけではなく、社会的に弱い立場にいる人々や集団を「マイノリティ（社会的弱者）」といいます。

「マジョリティの特権」とは、マジョリティ側の属性を持ち合わせていることで、自身の努力に関係なく得ることができる優位性があるという考え方のことです。特権があれば社会生活で困難にぶつかりにくくなりますが、本人がそれを自覚することは少ないのが特徴です。

なお、部落差別（同和問題）に関する差別事象が発生した場合には、重大な人権侵害として町が速やかに差別事象対策委員会※<sup>3</sup>を招集し、当該事案の分析・対応等を検討し解決を図ります。

## 【施策の柱】

### ①差別解消に向けた取組

偏見や差別意識の解消、部落差別（同和問題）の解消につながる正しい知識と理解を深める啓発活動を充実するとともに、社会教育と学校教育の連携を図り、継続した教育を進めます。

番号	施策の内容	担当課
1	自らを部落差別の無い社会へと変えていく一人ととらえ、部落差別（同和問題）の解消につながる正しい理解と認識を深めるとともに、確かな人権感覚を身につける取組を推進します。	人権推進課
2	部落解放月間、人権週間に合わせて、県内自治体と連携をしながら部落差別（同和問題）の解消に向けた啓発活動を行います。	人権推進課
3	児童生徒をはじめ、保護者、教職員に至るまで、部落差別（同和問題）の解消につながる正しい理解と認識を深めるとともに、確かな人権感覚を身につける取組を推進します。	学校教育課

### ※3 差別事象対策委員会

本町で発生した様々な差別事象への速やかな対応をとり、正確な実態把握、原因や背景の分析及び再発防止に向けた今後の効果的な対策や啓発方法の検討を行う機関です。

## ②人権啓発センター活動等の充実

人権啓発センターでは、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を総合的に推進します。

番号	施策の内容	担当課
4	社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設として、さらなる取組を推進します。 ○人権啓発センター相談事業 目標値 350人／年 ○人権啓発センター利用者 目標値 13,500人／年	人権啓発センター
5	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、豊かな心を育むための支援等、子どもと保護者を含めた地域の住民と共につくる教育の支援を行います。	人権啓発センター
6	偏見や差別意識を取り除くためには、体験や学習を通して人と人がつながり、相手を知ることが重要であり、誰でも気軽に参加できる交流促進事業を実施します。	人権啓発センター

## (2) 男女共同参画に関する人権

### 【現状と課題】

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等が謳われ、男女平等の実現に向けて、国連や国際社会の動きと連動しながら各種法制度や社会環境の整備など、様々な取組が進められてきました。平成11年(1999年)に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。しかし、政策・意思決定過程への女性の参画率の低さ、男女間の賃金格差、暴力や嫌がらせの潜在化、育児・家事へ参画する男性割合の低さなど多くの問題があり、男女雇用機会均等法の改正や、暴力等の防止に向けた法の整備、そして、女性活躍推進法の制定など、女性の社会参画や被害者の保護に向けた動きが広がっています。

本町でも、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、平成17年(2005年)に「男女がともに輝くまちづくり条例」を制定し、令和3年(2021年)からは「第4次八頭町男女共同参画プラン」として改定した計画に基づき、一人ひとりの人権を尊重して、男女がともに助け合いながら豊かな生き方ができるよう、さらなる施策を推進しています。

その結果、審議会などにおける女性の登用率や役場内部の管理職に占める女性の割合の増加、出産・子育て後の再就職などの相談体制の拡充、一時保育・特別保育の実施等、子育て支援制度の充実において一定の成果が見られます。しかしながら、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識に対しては、性別による不合理を認識しているものの、家事や育児、介護等の負担が女性に偏る傾向があり、理想と現実の格差が解消されていません。

### 【今後の取組】

人々の意識や慣習の中に、固定的な性別役割分担意識の考え方が根強く残っています。自分らしくその人らしく生きていくことを妨げてしまうこの意識を解消し、一人ひとりが性別にとらわれず、多様な生き方を選択できる社会の実現を目指していかなければなりません。

また、現在の社会の中では、変化する人々のジェンダー<sup>※4</sup>意識に社会の体制や各種制度等が追いついていない現状があります。少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応していくためには、性別にかかわらず、人々が平等に権利や責任、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができるジェンダー平等の精神を培うとともに、社会のあらゆる分野において、男女共同参画

社会の形成が図られなければなりません。

また、わたしたちは、何かを見たり、聞いたり、感じたりしたときに、無意識に“こうだ”と思い込むことがあります。この無意識の思い込みを、アンコンシャス・バイアスといい、男女共同参画の推進を妨げる要因の一つとしてあげられています。アンコンシャス・バイアスは、誰もが持ち得るもので、過去の経験や見聞きしたことに影響を受けているため完全になくすことは難しいですが、まず、こうした認識のゆがみや偏りに気づけるような、新しい視点からの啓発の推進も検討します。

## 【施策の柱】

### ①男女共同参画の推進

八頭町男女共同参画プランに基づき、家庭や学校、職場、地域などあらゆる場において、男女平等と人権尊重意識を深く根づかせるため、広報活動を積極的に展開し、男女共同参画の視点に立った社会通念、慣習、しきたりの見直しや意識の改革を推進します。

番号	施策の内容	担当課
7	審議会委員などへの女性の登用促進を進めます。 ○女性委員の登用率 目標値：40%以上、60%以下	男女共同参画センター
8	管理職などへの女性の登用促進を進めます。 ○役場内の女性の管理職への積極的登用 目標値：40%	総務課
9	父親の育児講座実行委員会と協働し、各種啓発講座を実施することで、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し等の啓発を行います。	男女共同参画センター
10	啓発講座「かがやき広場」や「男女共同参画フェスティバル」の開催を通じて、性別による固定的な役割分担意識の是正を図ります。	男女共同参画センター

## ※4 ジェンダー

ジェンダー（Gender）とは、社会的・文化的に構築された性差の概念で、男女の生き方、役割、関係性、性別分業などに関して、「こうあるべき」「こうあるのが自然」といったように、社会の中で共有されている考え方や価値観のことです。時代と共に変化をしています。

番号	施策の内容	担当課
11	4コマ漫画や男女共同参画かるた、図書や啓発資料などを使った意識啓発、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビなどによる情報発信に努めます。	男女共同参画センター

## ②性を理由とした不利益のない社会の実現

慣習や日常生活の中で、性を理由とした不利益がないか気付く力を養います。また、心身ともに満たされ健康を守るための権利の周知を図ります。

番号	施策の内容	担当課
12	ジェンダーによる偏った意識や、日常生活の中で性が尊重されていない事例に気付く力を養います。また、心身ともに満たされ健康を守るために、性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※5）の周知を図ります。	人権推進課

### ※5 性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

自分の身体や人生は自分のものであり、妊娠や出産、性的指向や性自認などを含む、性と生殖に関するあらゆることにおいて、全ての人々が自由に意思決定でき、生涯にわたって健康を享受できることを目指して提唱されました。

英語のSexual and Reproductive Health and Rightsの頭文字をとって「S R H R」とも呼称されますが、4つの言葉が組み合わせてあります。

- ① セクシュアル・ヘルス：自分の「性」に関することについて、心身ともに満たされて幸せを感じられ、その状態を社会的にも認められていること。
- ② リプロダクティブ・ヘルス：妊娠したい人もしたくない人も、出産したい人も関心がない人も、他者に対して性的欲求・恋愛感情がない人も、心身共に満たされて健康でいられること。
- ③ セクシュアル・ライツ：セクシュアリティ（性）を自分で決められる権利。
- ④ リプロダクティブ・ライツ：出産や子どもの人数などを自分で決める権利。

### ③あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力行為は、重大な人権侵害であるとの認識に立ち、ドメスティック・バイオレンス（<sup>ディーブイ</sup>DV）<sup>※6</sup>やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント<sup>※7</sup>、デート<sup>ディーブイ</sup>DV<sup>※8</sup>、性暴力、売買春などの根絶に対する啓発活動や相談事業を推進します。

番号	施策の内容	担当課
13	ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、デートDV、性暴力などあらゆる暴力防止への啓発を実施するとともに、関係課（団体）等と連携し、相談窓口の充実に努めます。	男女共同参画センター

### ④困難な問題を抱える女性への支援

これまで、昭和31年（1956年）に制定された売春防止法を法的根拠に行われてきた婦人保護事業は、昨今の女性を巡る課題の多様化・複雑化・複合化に十分対応できずに制度的限界を迎えており、国は、新たな視点を取り入れた女性支援新法として、令和6年（2024年）4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を施行しました。

このことを踏まえ、性的な被害、家族の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）の人権が尊重され、安心して自立した生活を送るための支援につなげるため、相談事業を推進します。

番号	施策の内容	担当課
14	困難な問題を抱える女性が最適な支援を受け、その福祉の増進につながるよう、関係課や団体等と連携を図るとともに、相談窓口の充実に努めます。	男女共同参画センター

---

#### ※6 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者やパートナーなど、親密な関係がある（あった）人から受ける暴力のことです。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがあります。

#### ※7 セクシュアル・ハラスメント

相手の望まない性的な言動、または性差別的な意識による精神的な暴力や嫌がらせのことです。

#### ※8 デートDV

恋人同士で起こる暴力のことです。愛情があるなら自分の思い通りになるのが当然と考え、相手をコントロールしようとする態度や行動が見られます。

### (3) 子どもの人権

#### 【現状と課題】

近年、少子化や核家族化、共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化や子育ての孤立等が進行し、家庭や地域の養育力が低下する傾向があります。子育ての協力者や、不安や悩みを相談できる相手が身近にいないことなどから、保護者の子育てに関する不安が大きくなったり、児童虐待に至ったりするケースも見られます。

同時に、子どもを取り巻く環境も大きく変化しており、特に、スマートフォンやタブレットといった情報端末の普及に伴って、<sup>エスエヌエス</sup>SNS<sup>※9</sup>を使ったトラブルやインターネット上での誹謗中傷、さらには、長時間の利用による「こころ」と「からだ」の不調、脳の発達への悪影響が懸念されるなど、問題はますます深刻化しています。（関連：41ページ（8）インターネットに関する人権）そして、全国的に、学校におけるいじめや不登校、児童買春や薬物乱用といった、子どもの健全な成長や発達に深刻な影響を与える問題も、依然として憂慮すべき状況にあります。

また、家事や家族の世話などを日常的に行っている、「ヤングケアラー」と呼ばれる子ども・若者の問題や、児童の虐待等の問題も取り上げられています。適切な支援を受けられずに潜在化していることも多く、安心して養育を受け、健やかな成長、発達や自立が図られるよう、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

このような中、本町では、令和4年（2022年）に今後めざすべき教育、教育改革の方針を示した「第2次八頭町教育ビジョン」を策定し、時代の変化に的確かつ柔軟に対応していくため、自ら課題を見つけ、学び、考え、判断して行動できる力の育成に取り組むとともに、自らの可能性を発揮することで、よりよい社会と幸福な人生の創り手となれるよう、子どもたちのための教育施策を推進しています。そして、令和7年（2025年）3月に「第3期八頭町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもを育てる喜びを感じられ、子どもの成長とともに保護者自身も成長でき、全ての子どもの生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されるよう、地域住民、各種団体、学校、企業・事業所、行政で支え合い、子育てしやすいまちづくりの実現に向けて取組を進めています。

---

#### ※9 SNS

SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスのことで、インターネット上で他の人と繋がりながら、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションできるサービスのことで、多くのSNSでは、利用可能な年齢を13歳以上としています。

## 【今後の取組】

令和5年(2023年)4月、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。この法律には、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)<sup>※10</sup>の4つの原則である、差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重が取り入れられ、大人と同様にひとりの人間として持つ様々な権利を認めると同時に、成長の過程において保護や配慮が必要な子どもならではの権利が定められています。子どもは、身体と生命の安全はもちろんのこと、あらゆる形態の差別から保護されるという基本的な権利を生まれながらに持っており、自ら意見を表明する権利や参加する権利が保障されるとともに、家庭や社会生活のあらゆる分野で「子どもの最善の利益」が考慮されなければなりません。

「令和5年度人権問題に関する町民意識調査(2023年7月)」では、義務教育で子どもの人権について学習したという回答は19.1%と、低い割合となっています。子どもたちが自分自身の権利を知り、他者にも同じように権利があると理解することは非常に大切であり、同時に、大人たちが子どもをひとりの人間として受け止め、意見や気持ちを尊重し、成長段階に応じて悩みに応えられる支援体制の充実を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、地域社会全体で子どもを育てるという意識の醸成が必要であり、家庭、学校、地域社会が連携・協力して子育てを支援する体制の整備を推進していきます。

---

### ※10 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

1989年11月20日、国連総会において採択され、日本は1994年に批准しました。子ども(18歳未満の人)が守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体であることを明確にしています。

## 【施策の柱】

### ①子ども主体の社会づくり

全ての子どもは、人格形成の基礎を培う過程の中、大人とのしっかりとした信頼関係の下で、自己肯定感を育み、子ども同士の仲間意識や他者を認める意識を高めていきます。

また、子どもを保護の対象者としてみるだけでなく、一人の人間としての意思や人格を備えている権利の主体者であることを啓発します。

番号	施策の内容	担当課
15	子どもたち自身が、自分が大切な存在で自分らしく生きてもいいと受け止め、周りの人も同じように大切にできるように日々の生活の中で関わっていきます。 また、大人も子どもの人権を知り、子どもの話に耳を傾け安心して発言できる環境を整えたり、自己肯定感を高める声掛けを行っていきます。	町 民 課
16	子どもたち自身が、子どもの人権を学ぶ機会を設け、同じように権利を持つ他者への尊重と多様性の理解につなげます。 また、大人も子どもの人権を知り、子どもの話に耳を傾け安心して発言できる環境を整え、自己肯定感を高める声掛けを行います。	学 校 教 育 課
17	子どもを保護の対象者として見るだけでなく、一人の人間としての意思や人格を備えている権利の主体者であることを周知し、子どもの主体性を大切に社会づくりを推進します。	人 権 推 進 課

### ②子育て支援と見守り体制の構築

子どもや子育て家庭への支援全般にかかる相談等に対応し、関係機関でつながりながら支援を行います。また、子どもの居場所づくりに取り組みます。

番号	施策の内容	担当課
18	「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有している機能を活かしながら、「こども家庭センター」として体制を整備し、子育ての相談機関としての機能の強化と子どもの虐待防止に取り組みます。	保 健 課

番号	施策の内容	担当課
19	貧困やヤングケアラーなど、様々な生活環境の子どもを早期支援するため、相談支援体制の強化を行います。	福祉課
20	子育て家庭やあらゆる子育て団体のネットワークの拠点である、地域子育て支援センターを運営し、利用を促進します。	町民課
21	子どもの居場所としても重要な役割を担っている子ども食堂（地域食堂）の運営を支援します。また、とっとりフードドライブ <sup>※11</sup> の取組を推進します。	福祉課
22	子育てと仕事の両立支援のため、特別保育事業を実施します。	町民課
23	子育てと仕事の両立支援、児童の福祉向上のため、放課後児童クラブを設置し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供します。 ○放課後児童クラブ 目標値：4か所（7支援）	学校教育課

#### ※11 フードドライブ

家庭等で余っている食品を持ち寄り、フードバンク団体等を通じて、食品を必要としている子ども食堂、福祉施設、生活困窮者支援団体等に寄付する活動のことです。鳥取県では、県内市町村と連携して「とっとりフードドライブ」を行っています。

### ③児童虐待の対応

児童虐待の早期発見、早期対応のためにも、関係機関の連携による見守りと支援、子どもの人権の尊重と擁護に向けた取組を推進します。

番号	施策の内容	担当課
24	児童虐待防止ネットワーク（子どもを守る地域協議会）の調整機関として機能の強化を図り、構成団体・支援機関との連携を行います。 ○子どもを守る地域協議会代表者会議 目標値：1回／年	保健課
25	児童虐待防止ネットワーク（子どもを守る地域協議会）と情報共有を的確に行い、早期支援につなげます。	学校教委課

### ④子どもの安心と安全を守る取組の推進

いじめや不登校、問題行動の兆候を学校、家庭、地域が共有するなど、関係機関が連携して課題解決に向けた取組を推進していきます。

また、非行や犯罪、事故等を防止するために、学校や警察等の関係機関の連携を強化するとともに、家庭や地域社会との連携も進めていきます。

番号	施策の内容	担当課
26	スクールソーシャルワーカー <sup>※12</sup> を配置し、関係機関と連携を図りながら問題の早期発見や未然防止に努めます。 ○スクールソーシャルワーカー等を活用した学校・関係機関研修 目標値：開催6回／年	学校教育課

#### ※12 スクールソーシャルワーカー

エス エス ダブリュー

S S W と略されます。福祉の専門的な知識・技術を持ち、課題を抱えた児童生徒の最善の利益を補償するため、多様な支援方法を用いて課題解決を図っていく専門職です。児童生徒という個人だけではなく、児童生徒が置かれた環境へ働き掛けて状況を改善していくため、学校と関係機関等との連携や調整、学校内外におけるチーム体制やネットワークの構築と支援、保護者・教職員等への支援や相談等を行います。平成20年（2008年）に文部科学省の「スクールソーシャルワーカー活用事業」によって、日本の教育に導入されました。

番号	施策の内容	担当課
27	不登校、いじめ等に関して、気になる児童生徒については支援会議を行い、関係機関と連携を図りながら対策を講じます。	学 校 教 育 課
28	学校等に通えず教育を受ける権利が奪われないよう、関係機関と連携して、いじめや児童虐待の相談窓口を周知するとともに、未然防止に努めます。	人 権 推 進 課
29	警察署等と連携した防犯体制を強化し、犯罪を未然に防ぐ広報活動等を実施します。	学 校 教 育 課
30	青少年健全育成八頭町民会議で、子どもたちの安心と安全を守る活動を実施します。	社 会 教 育 課

### ⑤生命（いのち）の安全教育の推進

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を進めます。

番号	施策の内容	担当課
31	児童生徒等が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解したうえで、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身につけることを目的とした教育を推進します。	学 校 教 育 課

### ⑥学力・進学支援

家庭の状況に関わらず、全ての意思のある子どもたちが安心して勉学に打ち込めるよう、支援を行います。

番号	施策の内容	担当課
32	経済的理由により進学が困難な学生の就学の途を開き、将来の夢や目標の達成に向け取り組む等、社会に貢献し得る有用な人材を育成します。	学 校 教 育 課
33	学習支援を希望する児童生徒に対し、長期休み等を利用して学習支援を行います。	学 校 教 育 課

### ⑦子どもの社会参加・体験活動の促進について

育成団体と地域、行政等が連携し、子どもから大人までが安心して体験活動や社会参加活動に多く参加できる機会のある場をつくっていきます。

番号	施策の内容	担当課
34	学校教育の中で、地域人材や専門的な知識・技能を有する者を活用し、子どもの社会性や豊かな人間性の育成に取り組めます。	学 校 教 育 課
35	社会教育の中で、地域人材や専門的な知識・技能を有する者を活用し、子どもの社会性や豊かな人間性の育成に取り組めます。	社 会 教 育 課

### ⑧心身を育てる給食の提供

食べることは、生きるという基本的人権とつながっています。安心・安全な給食を提供し、また、給食を通して、生きる上で大切な食育を学び、健全な食生活を実践できる力を育みます。

番号	施策の内容	担当課
36	保育所における食育の推進及びアレルギーや発達段階に対応した給食の提供を行います。	町 民 課
37	学校における食育の推進及びアレルギーや発達段階に対応した給食の提供を行います。	学 校 教 育 課

## (4) 高齢者の人権

### 【現状と課題】

わが国は、急速な少子高齢化により、世界でも例を見ない超高齢社会<sup>※13</sup>を迎えています。令和6年(2024年)版高齢社会白書によると、令和5年(2023年)10月時点で65歳以上の高齢者人口は3,623万人となり、総人口に占める高齢者の割合(高齢化率)は29.1%と、世界最高となっています。そして、令和19年(2037年)には33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上になると見込まれています。

本町の高齢化率は、令和2年(2020年)10月1日時点で36.3%となっており、今後も上昇することが予想されています。要支援・要介護認定者や認知症の方、一人暮らしの高齢者、老老介護世帯など、支援が必要な人はますます増加、多様化するとともに、高齢者介護に関する様々なトラブル、高齢者の地域社会からの孤立、地域社会の担い手の減少といったことが問題となってきます。

このような中、高齢期も健康で生きがいを持ちながら地域で生活できるよう、高齢者福祉施策を総合的に取り組み、誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられる地域社会をめざすため、令和6年(2024年)3月に「第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定し、介護、介護予防、医療、生活支援サービス、住まいが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築と、人権が尊重される社会の実現に向けて取組を推進しています。

### 【今後の取組】

全ての高齢者が生涯を通じて健康で生きがいを持ち、長生きしてよかったと実感できる、心豊かで活力ある高齢社会をつくることが求められています。

これからの社会の重要な一員として、お互いに人権を尊重し合い積極的に地域活動を行うことが期待されています。また、全ての高齢者が明るく安心して生活が送れるように、各種福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者を介護している家族に対する支援の充実や介護予防等、高齢者を取り巻く諸問題に対応しながら、人権が尊重される地域社会の実現に向けて取組を進めます。

---

#### ※13 超高齢社会

世界保健機関(WHO)と国連の定義では、65歳以上の人口(老年人口)が総人口に占める割合(高齢化率)が21%を超えた社会を超高齢社会といいます。日本は平成19年(2007年)に超高齢社会を迎えました。

## 【施策の柱】

### ①生涯を通じて健康で心豊かに暮らせる社会づくり

みんなで支え合い、一人ひとりが尊厳を保ちながら住み続けられる地域となるよう、高齢者の人権について啓発・教育を進めます。

番号	施策の内容	担当課
38	健康状態や年齢に関わらず、社会を構成する一員として尊重され、心豊かな生活が送れるよう、啓発を推進します。	人権推進課

### ②高齢者の人権擁護の推進

高齢者の人権を守るために、認知症高齢者等の権利擁護事業や高齢者への虐待防止体制の充実等を図ります。

番号	施策の内容	担当課
39	権利擁護フォーラム、各種研修会の開催等による成年後見制度の普及啓発を図るとともに、関係機関と連携し、高齢者が安心して尊厳のある暮らしを維持できるよう、制度の適切な利用を推進します。	地域包括支援センター
40	住民の各種相談を幅広く受け、制度の垣根にとらわれない横断的、多面的支援を実施します。 ○地域包括支援センターによる相談件数 目標値：3,500件／年	地域包括支援センター
41	住民の各種相談を幅広く受け、制度の垣根にとらわれない横断的、多面的支援を実施します。	福祉課
42	高齢者に対する虐待の防止や早期発見に努めます。また、介護を行う人を孤立させないように、周囲が早めに気づき相談窓口につなげる体制の充実を図ります。	地域包括支援センター

番号	施策の内容	担当課
43	高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した長期ケアマネジメントの支援を行うとともに、処遇困難事例等にも対応できる地域のネットワークづくりを推進します。	地域包括支援センター
44	介護サービスに係る情報提供や第三者評価を通して、介護サービスの質の確保・向上を図り、高齢者に対する人権侵害を防止します。	保健課

### ③高齢者の主体性や多様性を重んじた支援

その人自身の意思決定や希望を尊重し、また、高齢者をひとくくりに見るのではなく、一人ひとりの違いを大事にしながら活躍を推進します。

番号	施策の内容	担当課
45	必要な医療やケアを提供するだけでなく、当事者の意思や希望を尊重しながら関係者が連帯して支援を行います。	地域包括支援センター
46	高齢者が持っている技術や能力を地域の様々なニーズに活用できるように、シルバー人材センター事業の支援を行います。	福祉課

### ④まちづくり委員会の組織強化と積極的な利用促進

町民の誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らし続けられることを目的に、概ね旧小学校区を単位として、身近な地域の福祉活動への参加を促進し、小地域での防災・福祉ネットワークの確立、生活文化の向上と社会福祉の増進を図るための拠点を設置します。

番号	施策の内容	担当課
47	まちづくり委員会を地域福祉の活動拠点として設置し、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、持てる能力を活かしてそれぞれが役割を持って集うことができる居場所づくり、健康づくり、生きがいづくり等を推進します。	福祉課
48	まちづくり委員会を地域福祉の活動拠点と捉え、高齢者を支援する様々な事業を展開します。	地域包括支援センター

### ⑤高齢者の健康や生きがいのづくりの支援

高齢者の生きがいのづくりとして、その豊富な知識や経験等を活用した地域活動や社会活動を支援します。

番号	施策の内容	担当課
49	自分らしく、安心して地域の中で生活することができるよう、集落サロン支援事業、老人クラブ支援事業を実施します。	福祉課
50	健康でいきいきとした生活が継続できるよう、健康づくり講座の実施により、高齢者の健康づくりを推進します。	保健課
51	高齢者が生きがいに満ち、いきいきと元気に過ごすことができるよう、講座や介護予防などの健康づくりを推進します。	地域包括支援センター
52	まちづくり委員会の事業の中に子ども交流や世代間交流を取り入れ、様々な人たちとのつながりを増やし、コミュニティ活動を促進します。	福祉課

### ⑥地域で生活をするための支援

住み慣れた地域で最後まで暮らすことができるよう、体制づくりと基盤強化を図ります。

番号	施策の内容	担当課
53	高齢者が要介護状態や認知症となっても、意志が尊重され、住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう医療と介護の連携や、福祉ボランティアの養成を行い、在宅でのサポート体制を整備します。	地域包括支援センター

### ⑦高齢者の保健福祉サービスの充実

高齢者の自立支援や在宅介護家族の支援を推進するため、介護予防事業や各種高齢者保健福祉サービスの充実を図ります。

番号	施策の内容	担当課
54	高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。	保 健 課
55	包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアシステムを構築し、自立した生活を送ることができるよう、サービス体制の整備充実を図ります。	地域包括支援センター

## (5) 障がいのある人の人権

### 【現状と課題】

平成18年(2006年)、障がい者の人権及び固有の尊厳の尊重を促進するために、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が国連で採択されました。この条約では、障がいを理由とする差別の禁止と、合理的配慮<sup>※14</sup>(障がいのある人が他の人と平等に全ての人権等を享有・行使するために必要な調整等)を求めています。

わが国は、この条約の締結に向けて、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)など、国内法の整備を進め、平成26年(2014年)年に批准をしています。

特に、平成23年(2011年)に改正された「障害者基本法」では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念のもとに、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現が謳われています。また、障がいそのものが問題なのではなく、障がいにより日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるとする「障害の社会モデル<sup>※15</sup>」に基づく考え方へと転換が図られました。全ての人がこの考え方を理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動へと変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていく「心のバリアフリー<sup>※16</sup>」も重要となります。

平成25年(2013年)6月には、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定されました。

---

#### ※14 合理的配慮

リーズナブル アコモデーション  
英語では「reasonable accommodation」といいます。具体的には、障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思表示があった場合に、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることとされています。双方向の建設的な対話が重要です。

#### ※15 障害の社会モデル

障害は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方です。

#### ※16 心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです(「ユニバーサルデザイン2020行動計画」)

障がい者やその家族を取り巻く環境が刻々と変化する中、本町では、令和6年（2024年）3月に「第3期八頭町障がい者計画」、「第7期八頭町障がい者福祉計画」、「第3期八頭町障がい児福祉計画」を策定しました。障がいのある人の自立と社会参加を実現するため、あらゆる施策を実施し差別や偏見の解消に向けて取組を進めています。

### 【今後の取組】

令和3年（2021年）に障害者差別解消法が改正され、令和6年（2024年）4月から全ての事業者に対して、合理的配慮の提供が義務化となりました。この法律では、障がい者手帳を持っている人だけではなく、心や体のはたらきに障がいのある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって生活しづらい、相当な制限を受けている全ての人提供の対象とされています。また、この「配慮」という言葉から「気遣い」や「心配り」を連想し、障がいのある人を“受け入れてあげる”という発想につながりかねないことから、「合理的な措置」や「環境調整」と言い換えられる場合もあります。障がいのある人は、障がいのない人の同情や許容で社会参加するわけではありません。多様な人々の権利を当然に尊重しなければならぬことを、正しく理解する必要があります。

障がい者の雇用については、令和5年（2023年）4月から民間企業の法定雇用率が2.7%、国、地方公共団体は3.0%に改定されており、障がい者が、希望や能力、適性を十分に生かし、障がいの特性等に応じて活躍することのできる社会の実現に向けて、引き続き総合的な対策を進めます。

一方、障がいは大きく分けて身体障がい、知的障がい、精神障がいの3つがありますが、「令和5年度人権問題に関する町民意識調査（2023年7月）」の結果からは、精神障がい者の医療と保護を担う精神病院は、同じ障がいに関わる施設と比べても避ける割合が高かったことから、この意識の開きに注視する必要性があるとの指摘がされています。精神障がいは誰でもなり得る障がいであり、正しい知識の普及と啓発が必要です。

さらに、障がいを抱える子どもたちの教育的ニーズに対応し、自立と社会参加を促進するために、各関係機関が相互に連携しながら支援を行います。

## 【施策の柱】

### ①共生社会に向けた取組の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

番号	施策の内容	担当課
56	障がいのある人もない人も、一人ひとりが、お互いに尊重し、理解し、助け合うことのできる共生社会を目指した啓発を推進します。	人権推進課
57	障がいのある人もない人も、一人ひとりが地域に暮らすかけがえのない人として、お互いに尊重し、理解し、助け合うことのできる共生社会を目指した教育を推進します。	学校教育課

### ②あらゆる分野で社会参加できるよう、バリアを取り除く取組

地域社会の中に存在し、暮らしにくさの基になっている、物理的、環境的なバリア、情報のバリア、心理的なバリアの解消に努め、障がいがあっても、あらゆる分野の活動に参加できるよう制度や環境の整備を図ります。

番号	施策の内容	担当課
58	障がいがあっても、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう、研修会や交流イベント等を開催します。	福祉課
59	障がいがあっても、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう、制度や事業の充実、環境の整備を図ります。 ○福祉のまちづくり事業（特定建築物のバリアフリー化） 目標値：9件／計画期間内（公共施設を含む）	福祉課
60	障がいがあっても、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう、制度や事業の充実、環境の整備を図ります。	総務課

### ③暮らしやすい地域づくり

地域の中で安心して暮らせるように、基幹相談支援センターや関係機関と連携を図りながら事業を推進します。

番号	施策の内容	担当課
61	障がいがあっても暮らしやすい地域社会の実現をめぎすため、町としてあいサポート団体の認定を取得し、あいサポーター（障がい者サポーター）研修を実施します。 ○あいサポーター養成研修の実施 目標値：10人／年（通算受講者数487人）	福祉課
62	障がいがあっても暮らしやすい地域社会の実現をめぎすため、より子どもたちが実感できるような体験型の学習に取り組みます。	学校教育課
63	基幹相談支援センターを中心とした総合的な相談支援と関係機関との連携を深めるとともに、アウトリーチ型の相談支援を実施します。	福祉課
64	関係機関との連携を深め、複合的な課題に対しても包括的に支援ができる体制づくりに取り組みます。	福祉課
65	障がいについての正しい知識の普及や障害者差別解消法の理解の促進を図るため、町報やホームページ等による啓発や情報提供の充実を図ります。	福祉課

#### ④雇用の促進と自立支援

障がい者の雇用の促進と自立支援に向けた施策を行います。

番号	施策の内容	担当課
66	障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の正しい理解など、障がい者の雇用に関する啓発を行います。	人権推進課
67	就職を希望する障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう支援を行います。 また、障害者優先調達推進法による障がい者就労施設等からの優先調達を行います。	福祉課

#### ⑤障がい者の人権擁護の推進

障がい者の人権を守るために、虐待の未然防止や早期発見に努めます。

番号	施策の内容	担当課
68	障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を進め、障がいのある人の権利擁護を図るとともに、養護者への支援を行います。	福祉課

#### ⑥障がいのある子どもへの支援

保育所や学校、本人、保護者、担当課等で合意形成を図った上で、誰もが平等に教育を受けるための基礎的環境整備や支援体制を充実させていきます。

番号	施策の内容	担当課
69	関係機関と連携しながら、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、子どもの実態に即した適切な支援を行います。 ○保育所巡回指導 目標値：5回/年	町民課
70	関係機関と連携しながら、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、子どもの実態に即した効果的な支援を行います。	学校教育課

番号	施策の内容	担当課
71	障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、放課後デイサービス事業所等と連携しながら支援を行います。	福祉課
72	保健、医療、福祉、保育、教育等の支援が提供できる体制の整備に努めます。	福祉課
73	県と連携しながら特別支援学校へ通学する児童生徒への通学支援を実施し、教育機会の確保と保護者負担の軽減を目指します。	学校教育課

## (6) 外国人の人権

### 【現状と課題】

近年、国内に在住する外国人や、観光客として国外から訪れる人々が増え、日常生活の中で接する機会がますます多くなってきています。外国人の中には、言語や文化、習慣の違いなどから、生活に不便を感じたり、日本の社会生活上のルールをよく理解していないため、トラブルが生じたりすることがあります。

また、雇用関係では、外国人技能実習制度<sup>※17</sup>が平成5年（1993年）に創設され、令和5年（2023年）10月末時点の利用者数は41万人を超えています。しかし、外国人労働者の人権問題や不当な労働条件等が問題視されており、国は今後、技能実習制度を廃止し、外国人労働者の権利保護を強化して、キャリア形成とスキル向上を支援する新たな育成就労制度を、令和9年（2027年）から導入する方向を示しています。

一方、特定の民族や国籍の人々などを地域社会から排除しようとする差別的言動が、デモ活動やインターネットを通じて発生しています。このような言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることにもつながります。こうしたことから、平成28年（2016年）には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。

異なる文化や習慣を超えてお互いに理解し合うためには、様々な国の人々との交流を通して、町民の国際意識を高め、一人ひとりが異なる文化や価値観への理解を深めることが大切です。

そうした中、韓国<sup>ふんそんぐん</sup>横城郡と八頭町は、平成17年（2005年）12月に友好交流協定を締結し、様々な分野で交流事業を継続しています。特に小学生を対象とした子ども交流では異文化交流、学校生活体験、スポーツ交流、合同合宿等の活動を通して、国際的視野を持った人材の育成を図っています。

### 【今後の取組】

本町における外国人登録数は、令和7年（2025年）1月現在で58人となっています。結婚や就労などで転入してくる、外国にルーツを持つ人々の中には、慣れない生活習慣や言葉の違いに戸惑いながら生活を送っている方もいます。社会情勢等を考慮すれば、今後ますます外国から訪れる人々は増えていくこと

---

#### ※17 外国人技能実習制度

在留資格「技能実習」を創設し、外国人が日本で働きながら技術を学び、発展途上にある母国のために技能を持ち帰るといふ、国際貢献を目的として始まった制度です。

なお、令和元年（2019年）に創設された在留資格「特定技能」は、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れるという、特定技能制度とは異なった目的で始まりました。

が予想されますが、「令和5年度人権問題に関する町民意識調査(2023年7月)」では、町民の関心度(話し合う頻度や問題に感じている程度)で最も低かったのが外国人の人権だったという結果も出ています。観光などで一時的に立ち寄る人々も含めて、安心した生活や時間が過ごせるような施策を推進していくことが求められています。

生まれや国籍に関係なく、誰でも人間らしく生きる権利を等しく持っています。異なる国籍や文化的背景を持つ人々が、お互いに尊重し合い、様々な文化、多様性を認め合う共生の心を持てるよう、意識啓発や国際理解教育、町民や団体等による交流の機会づくりを進めます。

## 【施策の柱】

### ①多文化共生のまちづくり

異なる国籍や文化的背景を持つ人々が、お互いに尊重し合い、様々な文化多様性を認め合う共生の心を持てるよう、多文化共生のまちづくりを進めます。

番号	施策の内容	担当課
74	外国人であることを理由とした不当な扱いや偏見をなくし、異なる国籍や文化的背景を持つ人々が、様々な文化・生活習慣等の多様性を認めてお互いに尊重し合えるよう、啓発を推進します。	人 権 推 進 課
75	国籍や文化の違いを認め尊重し合えるよう、就学前保育において、国際理解教育や、外国人との交流活動を推進します。	町 民 課
76	国籍や文化の違いを認め尊重し合えるよう、学校教育において、国際理解教育や、外国人との交流活動を推進します。	学 校 教 育 課

## ②姉妹友好都市交流の推進

町民レベルでの交流を積極的に推進し、横城郡をはじめ諸外国との交流を促進し、町民の多文化共生に対する理解を深める機会を提供します。

番号	施策の内容	担当課
77	<p>韓国横城郡との友好交流協定のもと、行政職員相互派遣事業の受入、子ども交流をはじめ、町民・団体との様々な交流事業を実施、支援します。</p> <p>○交流事業（3事業）の実施 目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日韓子ども交流事業 (訪問) 10名/年 (受入) 10名/年</li> <li>・八頭町 PR ブース出展事業 (訪問) 3名/年</li> <li>・スポーツ、文化交流等を目的とした民間交流事業 (訪問) 10名/年 (受入) 10名/年</li> </ul>	企画課

## ③必要な支援の充実

外国人の方が地域社会の中で安心して快適に暮らし過ごせるよう、情報提供の充実、人権相談窓口の明確化、教育の機会を保障するための取組を進めます。

番号	施策の内容	担当課
78	地域社会の中で安心して快適に暮らせるよう、情報提供の充実、人権相談窓口の紹介等の取組を推進します。	町民課
79	八頭町在住者または短期的に訪問した外国人に対して、正確な情報発信のためにホームページやパンフレットなどを多言語対応とします。	企画課
80	災害時、外国人は言葉や文化の違いから様々なリスクに直面し、災害弱者になるリスクが高いことを踏まえ、言語や多文化に対応した支援を検討します。	総務課防災室
81	外国にルーツを持つ子どもや日本語の習得ができていない子どもの教育を受ける権利を保障し、必要な場合は適切な支援を行います。	学校教育課

## (7) 病気にかかわる人の人権

### 【現状と課題】

昭和23年(1948年)に発効されたWHO(機関)憲章では、前文において、「健康とは、肉体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態であり、単に疾病または病弱の存在しないことではない。」と定義しています。SDGsでも、人生や生活の中で幸福感や満足感を得られるウェルビーイング<sup>※18</sup>の実現をめざすことが盛り込まれました。人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権の一つとなっています。

そして、病気にかかわる人とは、病気を抱える本人だけではなく、その家族や友人、医療従事者など、様々な人々を表しています。病気は、誰もがかかりうるものですが、病気になったとしても、その人自身や周りの人も含めた全ての人が、心身と社会的な健康を実現するためウェルビーイングの実現をめざさなければなりません。

しかしながら、不正確な知識や思い込みによる過度な危機意識の結果、特にこれまで、感染症に対する差別や偏見が大きな問題となってきました。

<sup>エイチアイブイ</sup>  
H I V (ヒト免疫不全ウイルス)<sup>※19</sup>は、人の免疫を低下させ、エイズ(後天性免疫不全症候群)を引き起こすことがある感染症です。令和4年(2022年)末現在、全世界で3,900万人がHIVに感染しており、日本でも感染者数は増加を続けています。HIVの感染力は弱く、予防策やエイズの発症を抑える薬もありますが、HIV陽性者に対する家族や会社、社会からの誤解や差別、偏見が後を絶ちません。

---

#### ※18 ウェルビーイング

ウェルビーイング(well-being)とは、「個人の権利や自己利益が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念のことです。社会的に良好な状態とは、他者との関係が良好であることを意味します。

#### ※19 HIV(ヒト免疫不全ウイルス)

人の体を様々な細菌や病原体から守っている、Tリンパ球やマクロファージなどの免疫細胞に感染するウイルスです。感染後、HIVが増殖した免疫細胞は徐々に減り、普段は感染しない病原体にも感染しやすくなることで、様々な病気を発症する状態をエイズといいます。HIVの感染力は弱く、主な感染経路は、性行為による感染、血液感染、母子感染の3つです。HIVに感染してからエイズを発症するまでの期間は、個人差が大きく、数年から10年程度とされています。

また、ハンセン病※20は、らい菌によって皮膚や神経に症状が現れる感染症ですが、感染力は非常に弱く、発病する可能性も極めて低い病気です。しかし、平成8年（1996年）に「らい予防法」が廃止されるまでの約90年間、我が国では隔離政策が続き、「ハンセン病は恐ろしい、治らない」という誤った認識によって、今なお、ハンセン病に対する偏見や差別は根強く残っています。

さらに、令和2年（2020年）、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によって、社会全体に広がった不安が、感染者、医療従事者、家族等に対する偏見と差別意識を増幅させ、誹謗中傷やいじめなど様々な人権問題が発生しました。今後、同じ過ちを繰り返さないためにも、私たちは自分自身を振り返りながら、人権意識の向上をめざす必要があります。

### 【今後の取組】

様々な病気にかかわる人に対する誤解と差別の解消については、いまだに十分とは言えず、わたしたちは病に悩む全ての患者、感染者、家族や親類、医療従事者などと連携しながら、偏見や差別のない社会をつくらなければなりません。

病気に対する正しい知識と理解を深めることにより、だれもが幸せに暮らせる社会の実現を目指します。

### 【施策の柱】

#### ①病気にかかわる人に対する意識の啓発

病気にかかわる人が地域社会で安心して生活できる社会を目指し、関係機関と連携しながら啓発事業を推進します。

番号	施策の内容	担当課
82	病気に罹患した本人やその家族、医療・保健関係者など病気にかかわるあらゆる人が安心して生活できる、偏見や差別に苦しむことがない地域社会を目指し、啓発を推進します。	人権推進課
83	万が一自分の思いを伝えられない状況になった場合に備えて、自分の意思や価値観を尊重し、その人らしく生活を送ることができる環境を整えます。	地域包括支援センター

#### ※20 ハンセン病

ハンセン病はかつて「らい病」と呼ばれていましたが、差別的なイメージがつきまとうことから、今はらい菌を発見したノルウェーのハンセン医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれています。現在では、適切な治療を受ければ、後遺症もなく確実に治る病気となっています。

## ②病気に対する正しい知識の普及

病気にかかわる正しい知識などの情報を発信して、偏見や差別につながらないための予防啓発活動を進めます。

番号	施策の内容	担当課
84	病気の特徴や症状、病気にかかわる人について関係機関と連携しながら正しい知識を普及し、不安や偏見につながらないように努めます。 ○健康講座・講演会の開催 目標値：12回（250人）／年	保 健 課
85	病気の特徴や症状、病気にかかわる人について関係機関と連携しながら正しい知識を普及し、不安や偏見につながらないように努めます。	地域包括支援センター

## (8) インターネットに関する人権

### 【現状と課題】

デジタル技術の発展と活用により、生活や文化、産業などにおいて物やサービス等が飛躍的な進化を遂げ、わたしたちの暮らしは以前にも増して便利になっています。しかし、近年、あらゆる人権課題で問題視されているのが、インターネットです。

スマートフォンやタブレットといった情報端末が普及し、いつでもどこでも簡単にインターネットに接続でき、情報収集や<sup>エスエヌエス</sup>SNS<sup>※9</sup>による発信、双方向のコミュニケーション、動画や写真などの共有等が簡単にできるようになりました。その一方で、匿名性や情報発信の容易さから、他人を誹謗中傷する書き込みや差別を助長するような誤った情報、噂やフェイクニュースの拡散、個人情報の流出など、人権に関わる様々な問題が起きています。その他、日常生活で急速に広まりつつある<sup>エーアイ</sup>AI（人工知能）<sup>※21</sup>は、蓄積されたデータを基に学習し、将来予測や判断などを行います。間違った認識や偏見などのデータまで収集、反映してしまうリスクが指摘されています。さらに、学習したデータをもとに文章、画像、音声等を新たに生み出す生成AIによって作成された、偽の情報や実在する人物を使った画像等がインターネットを介して拡散されており、対策を求める声があがっています。

また、インターネットの問題に関わっているのは、大人だけではありません。現代の子どもたちは、生まれたときからインターネットや情報端末が存在し、幼少期から触れている「デジタルネイティブ世代」であり、世代間の価値観も異なってきています。このような中で、不特定多数の人とつながることで犯罪に巻き込まれたり、有害なサイトに接続してしまう等、SNSを通じた子ども同士によるトラブルやいじめは後を絶ちません。

---

### ※9 SNS（再掲）

SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスのことで、インターネット上で他の人と繋がりながら、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションできるサービスのことで、多くのSNSでは、利用可能な年齢を13歳以上としています。

### ※21 AI（人工知能）

<sup>アーティフィシャル インテリジェンス</sup>Artificial Intelligenceの略称で、1956年にアメリカの計算機科学研究者ジョン・マッカーシーが初めて使った言葉です。確立した定義はまだありませんが、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念で理解されています。

そして、総務省が行った「令和5年度（2023年度）情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」では、インターネット依存傾向の人の割合は全体で7.4%であり、年代別に見ると10代が最も高く、24.8%と過去最高の数値となっていることが報告されています。インターネットへの依存や長時間の利用は、生活習慣の乱れや心身の不調だけではなく、言語能力や感情、学習をつかさどる脳の発達に影響し、学力やコミュニケーション力が伸びないことも指摘されており、世界的には子どものスマートフォン等の利用を規制する国も出てきています。

インターネットは、今や私たちの生活に欠かせないものとなっていますが、子どもから大人まで、全ての人々が、適切かつ責任のある関わり方を考えて利用する必要があります。

### 【今後の取組】

国は、誹謗中傷等の被害者を迅速に救済すべく、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）を定めていましたが、令和6年（2024年）5月、大幅な改正を行い、「特定電気通信による情報流通で発生する権利侵害等対処法」、通称名「情報流通プラットフォーム対処法」（情プラ法）が公布されました。この法律は、大規模プラットフォーム事業者<sup>※22</sup>に対して、掲載内容の削除申出への対応の迅速化や、運用状況の透明化を義務付けるものです。

本町も、人権侵害に該当する悪質な事案に対しては、適切な対処を行っていきます。

また、インターネットを利用する全ての人が、情報の収集と発信における個人の責任を理解し、信憑性のある情報を判断し使いこなせる力や、個人情報を守り危険を回避する知識などを身につけていけるよう、取組を進めます。

---

#### ※22 プラットフォーム事業者

プラットフォームとは、「土台」や「基盤となる環境」のことを意味し、利用者や事業者、デバイスやアプリケーションなどの様々な要素を結びつける基盤となるシステムやサービスを提供する事業者のことを指します。提供例として、検索サービス、音楽視聴サービス、通信販売サービスなどがあります。

## 【施策の柱】

### ①インターネット上での人権侵害行為への対応

関係機関と連携して、インターネット上における人権侵害行為への対応に努めます。

番号	施策の内容	担当課
86	インターネット上における差別的な書き込み等について、県ネットモニタリング・ネットワークと連携しながら監視及び削除要請を行います。 ○インターネットモニタリング 目標値：1回/月	人権推進課

### ②情報モラル等の育成

インターネット社会の進展に伴う情報発信と活用に対して、適切かつ責任を持った行動ができるように啓発を図ります。

番号	施策の内容	担当課
87	情報モラルの教育・啓発の強化を図ります。	学校教育課
88	インターネットや電子機器の適切な使い方を知り、デジタル社会でより良く生きる力を身につけるための啓発を実施します。	人権推進課

### ③青少年の健全育成

地域や家庭も一体となってインターネットの問題に取り組み、青少年の健全育成を行います。

番号	施策の内容	担当課
89	青少年の健全な育成のために、インターネットやSNS等に関するルール作りの普及啓発や正しく利用する力の向上を図ります。	社会教育課

## (9) 犯罪被害者等の人権

### 【現状と課題】

事件・事故による被害は、ある日突然、誰の身に起こるかわかりません。犯罪被害に遭うと、犯罪被害者やその家族は、生命や身体等に直接的な被害を受けるばかりではなく、その後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいる中で、追い打ちをかけるように、興味本位のうわさや心ない中傷により名誉を傷つけられたり、見ず知らずの人からのSNSの書き込みやプライバシーの侵害等、私生活の平穏が脅かされたりするなどの二次被害を受ける現状にあります。

国は、平成16年（2004年）12月に「犯罪被害者等基本法」を施行し、犯罪被害者の権利を明文化したほか、平成20年（2008年）には「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改め、犯罪被害者等のための施策を推進しています。

本町でも、令和3年（2021年）4月に「八頭町犯罪被害者等支援条例」を制定し、見舞金の給付制度の整備や啓発活動等を進めています。

また、鳥取県においても令和6年（2024年）4月に犯罪被害者等をサポートするためのワンストップの総合窓口機関「鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター」を開設し、被害直後からの寄り添った支援を行っています。

### 【今後の取組】

犯罪被害者等の保護や支援のための法整備が進む中、被害者支援の重要性が広く認識されるようになりましたが、必ずしも十分とはいえず、犯罪被害者の様々な状況に応じた支援を実現するためには、地域社会全体での援助が必要です。

今後も、犯罪被害に遭って身体や心を傷つけられたり、大切なものを失ったりして苦しんでいる方たちが安心して生活を取り戻せるよう、関係機関と連携しながら、支援活動や犯罪被害者等の視点に立った広報啓発活動等に取り組んでいきます。

## 【施策の柱】

### ①犯罪被害者等への支援

二次的被害の防止と、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図ります。

番号	施策の内容	担当課
90	社会全体で犯罪被害者等を支援していくという意識の醸成を図り、身体的、精神的、経済的な直接的被害だけではなく、誹謗中傷や私生活の侵害などの二次的被害に苦しむことがないように、人権意識の向上を図ります。	人 権 推 進 課
91	鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター、とっとり被害者支援センターや他機関等と連携を図り、犯罪被害者等の支援に努めます。	町 民 課

## (10) 刑を終えて出所した人等の人権

### 【現状と課題】

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職先や住居確保の困難など、社会復帰をめざす人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

そして、検挙人員に占める再犯者率は上昇傾向にあり、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。

刑を終えて出所した人等の偏見や社会復帰の壁を解消し、再犯を防ぐためには、地域社会の中で更生保護の啓発活動を積極的に推進し、取組についての理解と協力を得ていく必要があります。このことから、本町では、保護司会を中心とした更生保護ボランティア<sup>※23</sup>による、社会を明るくする運動等の啓発活動を推進しています。

また、平成28年（2016年）に施行された「再犯防止等の推進に関する法律」では、都道府県及び市町村に、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が明記され、地方再犯防止推進計画策定の努力義務が課せられました。これを踏まえて、本町でも、令和6年（2024年）3月に「八頭町地域福祉推進計画」に包含する形で「八頭町再犯防止推進計画」を策定し、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくし、社会復帰に質するよう、人権啓発活動や人権相談など、再犯防止の取組を進めています。

### 【今後の取組】

保護司会や更生保護女性会などの更生保護ボランティア、関係機関等と連携を図り、刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識を解消するため、教育・啓発活動を推進します。

また、生活課題を抱えている人に、その人が必要とする福祉、医療、保険等のサービスにつなげ、地域で孤立している人の支援を行っていきます。

---

#### ※23 更生保護ボランティア

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える「保護司」、犯罪予防や青少年の健全育成活動、子育て支援や更生保護施設への支援等を行なっている「更生保護女性会員」、様々な生きづらさを抱える少年たちの成長を支える「BBS会員」、犯罪や非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちの事情を理解し、立ち直りを支援する「協力雇用主」など、更生保護制度の重要な担い手として全国各地で活動をしています。

## 【施策の柱】

### ①社会復帰への支援と再犯防止

刑を終えて出所した人等を孤立させたり排除したりするのではなく、地域が一体となって共に支え合って生活できる社会づくりを進めます。

番号	施策の内容	担当課
92	刑を終えて出所した人等が真に更生し、地域社会の一員として安定した生活を営むために、偏見や差別意識の解消を推進します。	人権推進課
93	刑を終えて出所した人等が真に更生し、地域社会の一員として安定した生活を営むために、「八頭町再犯防止推進計画」に沿って、福祉学習プラットフォーム <sup>※24</sup> づくりを推進します。	福祉課
94	保護司会や更生保護女性会などの更生保護ボランティア、関係機関等と連携を図り、社会を明るくする運動等を実施し、再犯防止を推進します。	町民課

---

#### ※24 福祉学習プラットフォーム

世代や所属、健康状態などに関わらず、様々な人が出会い、学び合い、互いを理解するきっかけとなる“場”と、出会った相手と一緒に、より良いあり方を目指した“活動”までを指す緩やかな概念です。プラットフォームは接続点や基盤を意味し、福祉を学び合う出会いの基盤といえます。

## (11) 性的マイノリティの人権

### 【現状と課題】

出生時の戸籍には、「長男」「長女」等と記載するよう法律が定められ、世の中の性は、「男／女」に二分した社会構造となっています。しかし、性のあり方は本来もっと多様で、はっきりと区切られるものではないという考え方が徐々に広まってきています。

性のあり方は、①体の性（出生時に割り当てられた性）、②性自認（自身の認識している性）、③性的指向（どんな性を好きになるか）、④表現する性（言葉遣い、服装、ふるまいなど自分のありたい性をどのように表現するか）の、主に4つの要素（ソジエスクSOGIESC<sup>※25</sup>）で成り立っています。

わたしたちが暮らす社会において、多数を占める性のあり方は、体の性と性自認が一致し、性的指向が異性愛の場合であり、このような人々は性的マジョリティ（性的多数者）として社会的にも安定した立場にいます。しかし、体の性と性自認に違和感を持ったり、性的指向が異性愛ではない場合も当然あり、そうした人々は性的マイノリティ（性的少数者）といます。社会全体で、性のあり方についての認識が不足していたり、理解が進んでいないことから、性的マイノリティは生きづらさや精神的な苦痛を感じやすく、差別や偏見を恐れて自らの性的指向や性自認を隠して生活する人も多くいます。また、相手の性のあり方に関して、本人の同意なく勝手に第三者に暴露するアウティングも、大きな問題となっています。

我が国は、国際的に性の多様性に関する法整備の遅れが指摘されてきましたが、令和5年（2023年）6月、性的指向と性自認の多様性に寛容な社会の実現を目指して、通称「エルジービーティーLGBT<sup>※26</sup>理解増進法」（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）が施行されました。

#### ※25 SOGIESC

ソジ・ソギSOGIとは、性的指向（セクシュアル オリエンテーションSexual Orientation）と性自認（ジェンダー アイデンティティGender Identity）の頭文字を取った言葉です。これに、体の性（セックス キャラクターティクスSex Characteristics）と表現する性（ジェンダー エクスプレッションGender Expression）を含めたものをSOGIESCといます。

#### ※26 LGBT

レズビアンLesbian（女性同性愛者）、ゲイGay（男性同性愛者）、バイセクシュアルBisexual（両性愛者）、トランスジェンダーTransgender（出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人、または体の性と性自認が一致しない人）を表した言葉です。

これに、クィアQueer（規範的な性のあり方以外のセクシュアリティ）やエスチョニングQuestioning（自らの性のあり方について分からない人、決めたくない人等）の頭文字の「Q」と、「L・G・B・T・Q」に当てはまらない多様な性を表現した「+」を付けて、エルジービーティーキュープラスLGBTQ+という幅広い性のあり方を総称した言い方もあります。

## 【今後の取組】

全ての人が、その性のあり方に関わらず、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されなければなりません。多様な性のあり方について正しく理解するとともに、偏見や不当な差別を許さず、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を目指します。

## 【施策の柱】

### ①性の多様性についての正しい理解の推進

性のあり方に様々な要素があることを理解し、誰もが多様な性を持つ一人として尊重し合えるよう、人権教育・啓発を推進します。

番号	施策の内容	担当課
95	性自認や性的指向、表現したい性など、誰もが性の多様性の当事者であり、尊重することの大切さを啓発します。	人権推進課
96	児童生徒の発達段階に即して、性の多様性を尊重する教育の充実を図ります。	学校教育課

### ②安心ファミリーシップ制度の実施

県は、令和5年(2023年)10月から、お互いを人生のパートナーとして認め合う性的マイノリティのカップルが、相互に協力し合う関係またはその子や親と一緒に家族として協力し合う関係にある旨を届け出た場合、公的に受理したことを証明する「とっとり安心ファミリーシップ制度」を開始しました。本町もこの制度と連携した取組を進めます。

番号	施策の内容	担当課
97	県の「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携し、「八頭町安心ファミリーシップ制度」を実施することで、ファミリーシップ関係を証明された方に行政サービス等を提供します。	人権推進課

## (12) 生活困難者の人権

### 【現状と課題】

就労や心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情等により、経済的に困窮し、最低限度の生活を送ることが困難な人たちは、決して少なくありません。

貧困の定義の中には、衣食住といった生きる上で最低限の生活水準を満たしていない絶対的貧困と、その国や地域の人と比較して、大多数よりも貧しい状態の相対的貧困があり、所得が貧困線<sup>※27</sup>に満たない世帯員の割合を相対的貧困率で表されます。令和4年（2022年）国民生活基礎調査によれば、令和3年（2021年）の国の貧困線は127万円、相対的貧困率は15.4%と、主要7カ国の中で最も高い割合となっています。

相対的貧困率が高い原因としては、高齢化、ひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加、低賃金等があげられます。また、個人や世帯が相対的貧困に陥ってしまう背景には、景気の影響や、自然災害や感染症の流行といった予測できない出来事による失業や所得の減少のほか、本人や家族が病気や障がいのために働けなくなることで、保護者の経済状況による教育格差や低学歴なども考えられます。相対的貧困の状況にある人々は、「その人が努力していないからだ」「意欲がないからだ」という自己責任論を投げかけられることもあります。個人での力ではどうしようもない背景、状況も考慮に入れて問題を捉える必要があります。

このような中、平成27年（2015年）4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階で自立相談支援事業を実施し、住居確保給付金の支給を行うなど、一人ひとりに合わせた様々な支援を行っています。本町でも、令和6年（2024年）3月に「第2期八頭町地域福祉推進計画」を策定し、困難に直面している人々が、公的な支援が受けられずに制度のはざまに取り残されないよう、公共部門と民間部門が相互に協力し合いながら取組を推進しています。

### 【今後の取組】

生活困難者の抱える課題は、多様で複雑化しています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、最低生活の保障とともに、町内における専門的な相談支援体制の一層の周知や支援体制の強化等を図ります。

---

#### ※27 貧困線

国民の所得を基準に計算されるもので、等価可処分所得（世帯のいわゆる手取り収入である可処分所得を、世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額になります。

## 【施策の柱】

### ①生活困難者への自立支援の推進

生活困窮者自立支援制度及び重層的支援体制整備事業に基づき、地域で連携して課題を抱えた方の支援や就労支援を行います。

番号	施策の内容	担当課
98	困窮者をひとりも見逃さないアウトリーチの具体的な取組として、チーム支援のさらなる充実・強化を図るために、関係職員による研修会を計画的・継続的に実施します。	福祉課
99	被保護者就労支援事業に加え、何らかの課題を抱えた困窮者（ひきこもり、自尊心・意欲喪失、孤立者など）を対象とした就労準備支援事業により自立支援を行います。	福祉課
100	就労の場や居場所を創出するという困窮者支援を通じた地域づくりを推進します。	福祉課

### ②ひとり親家庭への学習支援

経済的な理由等で学習支援が必要な子どもに、学習支援を行います。

番号	施策の内容	担当課
101	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難な場合など、学習習慣が十分に身に付いていないといった児童生徒に対して、学習支援の機会を提供します。	福祉課

### ③問題性の認識と課題解決の姿勢を養う

生活困難者が置かれている状況等も踏まえて、問題の本質がどこにあるのかを正しく理解し、課題解決に向けた姿勢を養います。

番号	施策の内容	担当課
102	生活困窮に陥る背景にある複雑に絡み合った社会的な問題や、人権が守られていない状況を的確に捉え、課題の解決に向けて一人ひとりが自ら考える学びを推進します。	人 権 推 進 課

## (13) その他の人権

### 個人情報の保護

#### 【現状と課題・今後の取組】

個人情報とは、氏名、生年月日、住所、顔写真、指紋などの体の特徴データ、マイナンバーや運転免許証の番号など、特定の個人を識別できる情報のことをいいます。

デジタル社会の進展に伴い、この個人情報を使用してアカウント登録を行うことで、インターネットを通じた手続き等が可能となっていますが、収集元からの情報流出や、悪意のある第三者が情報を騙し取る事件は、後を絶ちません。

国は、個人情報の適正な取り扱いと個人の権利利益の保護を目的として制定した「個人情報保護法」の改正を、令和5年（2023年）4月に施行し、これまで国の行政機関、独立行政法人、民間事業者及び地方公共団体等において別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが、同一の法の規律によって取り扱われるようになり、官民のデータ流通を適正に規律する一元的な管理体制が整備されました。

本町でも、同法に合わせて「八頭町個人情報の保護に関する法律施行条例」を施行し、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進に取り組んでいます。

また、住民票の写しや戸籍謄本等を不正取得し、身元調査等に悪用される事件も全国的に相次いでいます。本町は、事前に登録された方の住民票の写しや戸籍謄本等を本人以外の第三者に交付した場合、登録者に対してその事実を知らせる、事前登録型の本人通知制度を平成23年（2011年）から開始しています。しかし、「令和5年度人権問題に関する町民意識調査（2023年7月）」における本人通知制度の認知度は、回答者のうち約25%と低く、引き続き周知を行う必要があります。

#### 【施策の柱】

##### ①個人情報の適切な管理

個人の権利を守るために、個人情報の適切な管理と保護を推進します。

番号	施策の内容	担当課
103	個人情報の有用性に配慮しつつ、権利や利益を保護し、個人情報の適正な取り扱いに努めるため、国や県をはじめとする関係機関と連携を図ります。	企画課

番号	施策の内容	担当課
104	住民票の写しや戸籍謄本等の不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害防止を図るために、本人通知制度の周知を行います。	町 民 課

## あらゆるハラスメント

### 【現状と課題・今後の取組】

相手を不快にさせたり不利益を与えたりするなど、肉体的、精神的な苦痛を与え、人間としての尊厳を侵害する行為の総称をハラスメントといいます。

特に、優越的な関係を背景とした言動により、労働者の労働環境を害する「パワー・ハラスメント」、性的な言動により、労働者に対して不利益を与える「セクシュアル・ハラスメント」、妊娠・出産・育児に関する言動により、女性労働者の就業環境を害する「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」等は、職場内で防止措置を行うことが義務化されています。

また、近年はその他にも、夫婦やカップル間でも使われるようになった、言葉や態度などによって精神的苦痛を与える「モラル・ハラスメント」、教育機関や研究機関等で起こる嫌がらせや迷惑行為の「アカデミック・ハラスメント」、顧客や取引先から受ける嫌がらせや過度なクレームを指す「カスタマー・ハラスメント」（医療従事者の場合は、患者やその家族から受ける「パシエント・ハラスメント」）など、その幅はどんどん広がっています。これは、ハラスメントに対して許容しない意思をはっきりと表明できる人たちが増えてきたことや、互いに注意し合っって意識を高めてきたことが要因の一つと考えられますが、どこまでがハラスメントになるのかという線引きが難しいという声も聞かれます。

ハラスメントについて正しい知識を持ち、自分も他者も人としての尊厳を大切にできるよう、適切に教育・啓発を推進していきます。

### 【施策の柱】

#### ①あらゆるハラスメントの防止

多様性を認め、自分と異なる考えや価値観を持つ人を尊重しながら、ハラスメントの防止に努めます。

番号	施策の内容	担当課
105	関係機関と連携しながら、あらゆるハラスメントを防止する啓発を行います。	人 権 推 進 課

## その他の人権

### 【現状と課題・今後の取組】

災害は、命の危機に関わる問題であると同時に、人々の暮らしや地域のつながりまで壊し得る恐ろしさがあります。また、情報不足による人々の不安や混乱は、事実と反するうわさや風評被害を一層加速させる危険性を伴っており、長期間の避難生活による健康被害や、性被害等も大きな問題となっています。災害時、最も対応が後回しにされやすいのは、女性、子ども、高齢者、外国人、障がいのある人など、特別な援助や配慮を必要とする「災害弱者」です。非常事態下であっても、被災者の人権を守り、お互いを支え合うためには、同じ地域で暮らす人同士の普段からのつながりや、個々の人権意識の違いが大きく影響すると考えられます。

また、アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族で、独自の言語であるアイヌ語を有し、口承文芸や伝統的儀礼、あるいは特有のアイヌ文様など多様で豊かな文化を発展させてきました。しかし、室町時代から和人（アイヌ以外の日本人または大和民族が自分たちをアイヌと区別するために用いた自称）との交渉が生じ、江戸時代には従属を余儀なくされ、明治以降は同化政策のもとで言語など固有の習慣や文化の多くが破壊された歴史があります。そのような中で、アイヌの人々に対するいじめや、結婚、就職時にいわれのない差別等が生じているため、令和元年（2019年）に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、文化振興や、根強い偏見や差別心を解消する取組が進められています。

そして、北朝鮮当局による拉致問題は、多くの日本人がその意思に反して連れ去られ、いまだに問題解決に至っていない我が国の喫緊の課題です。突如として家族と引き離し、人生を奪い去る拉致という行為は重大な人権侵害であり、毎年12月10日から同月16日までの1週間は、この問題について関心と認識を深めるための「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として、取組を進めています。

ここで掲げた個別課題の他にも、世の中には様々な人権問題が存在していると同時に、新たに顕在化する可能性もあります。学びにより情報を更新することで、自らの知見を広げるための教育・啓発を継続していく必要があります。

### 【施策の柱】

#### ①差別や偏見のない社会の実現

あらゆる諸問題について、関係機関と連携しながら、取組を進めます。

番号	施策の内容	担当課
106	災害被害者等の人権、アイヌの人々に対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致問題などの諸課題について、あらゆる偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。	人権推進課

## 2 あらゆる場（機会）を通じた人権教育・啓発の推進

### (1) 家庭

#### 【現状と課題】

家庭の形態は多様であり、家族構成や生活スタイルも様々です。多くの研修会や講演会等は、現地開催に加え、情報端末を使ったオンラインによる学習方法も増加しており、幅広い学習機会の提供が今後も必要です。

また、子どもへの家庭教育は、あらゆる教育の原点と言われ、自尊心や自立心、豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断、基本的倫理観、社会的マナーなどを育む上で、極めて重要な役割を担っています。しかしながら、核家族化や少子化など、家庭を取り巻く環境の変化に伴った、家庭における教育機能の低下が指摘されており、行政や教育機関、地域が一体となって家庭教育を支える体制づくりが進められています。

保護者の日々の行動や言葉かけは、子どもにとって一番の教育となります。家庭教育の役割を再認識し、保護者自身が人権についての理解を深め、日常生活の中で自らの姿をもって子どもに示していくことが重要です。

さらに、幼い頃からスマートフォン等に触れる機会はますます増加し、所有する子どもたちも増加しています。インターネットの過度な利用は、人権を学ぶ上で大切な共感力や想像力などの育成に悪影響を与える可能性もあり、責任を持って子どものインターネットの利用環境を整えることが大切です。

#### 【今後の取組】

様々な学習の機会をとらえ、各家庭内で人権感覚が身につき、豊かな心を育てるよう、人権教育・啓発を推進します。

## 【施策の柱】

### ①子どものいる家庭への教育・啓発

PTA組織等との連携を密にし、協働による講演会の開催や広報紙の発行等を活用した啓発を推進し、家庭における人権教育の重要性について理解が深まるよう努めます。

番号	施策の内容	担当課
107	保育所・保護者会だよりの発行や、人権教育研修会・講演会を開催し、家庭内でも豊かな人権感覚を養えるように保護者の人権意識の高揚を図ります。 ○保護者人権講演会 目標値：保育所5回／年	町 民 課
108	学校・PTAだよりの発行や、人権教育研修会・講演会を開催し、家庭内でも豊かな人権感覚を養えるように保護者の人権意識の高揚を図ります。 ○保護者人権講演会やPTA研修会 目標値：小中学校10回／年	学 校 教 育 課
109	子ども達の何気ないつぶやきや人権意識の芽生えを掲載した人権作文集「つながる心」を発行し、子どもたちが互いに学びあうだけではなく、保護者への啓発にもつなげます。	人 権 推 進 課

### ②学習機会の充実

全ての家庭における学習機会の充実を図り、人権を尊重するまちを目指します。

番号	施策の内容	担当課
110	家庭や様々な生活環境においても、学習できるような学習方法や教材を整備します。	人 権 推 進 課

## (2) 地域社会

### 【現状と課題】

人権尊重の理念は、自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことにあります。

そのため、地域社会を構成する町民一人ひとりが、人権の意義や身のまわりの人権問題について正しく理解するとともに、日常生活の中で態度や行動に表れるよう豊かな人権感覚を身につけることが重要です。

しかしながら、過去の家制度の名残や古くからの慣習、世間体などに捉われて、自分らしい振る舞いや行動ができずにいるという現状もあります。また、間違った認識から起こる差別事象や偏った見方や考え方から起きる人権侵害等、基本的人権が侵害される事案が発生しています。

### 【今後の取組】

人の思考や判断に、偏った考えや思い込みをもたらす心の仕組みをバイアスといいます。「当たり前だ」「これがふつうだ」と思う背景には、あらゆるバイアスが関わっており、その人自身が培ってきた経験や知識、価値観をベースに形成されています。新たな経験や多様な価値観に触れながら学習を重ねることによって、自分の考え方の偏りに気付き、個人や社会にある「当たり前」を問い直しながら、人権感覚をアップデートしていかなければなりません。

今後も、様々な学習の機会を通して、町民の人権問題に対する理解と認識が深まるとともに、身近な差別や偏見を見抜く感性や合理的なものの見方や考え方を養うための施策を引き続き推進します。

### 【施策の柱】

#### ① 講演会や学習会等の実施

人権尊重社会の担い手として、一人ひとりの人権意識の向上を図るために、講演会や学習会等を定期的に実施します。

番号	施策の内容	担当課
111	様々な人権課題に当事者意識を持ち、より良い社会へ向けて行動できるよう、内容や手法を工夫しながら講演会や学習会を開催し啓発に努めます。	人権推進課
112	様々な人権問題について、内容や手法を工夫しながら講演会や講座を開催します。	人権啓発センター

## ②人権に関する学習機会の充実

講演会や学習会以外にも、あらゆる方法を検討して学習機会の充実を図ります。

番号	施策の内容	担当課
113	人権啓発 DVD の貸出と併せて、町報、ホームページ、ケーブルテレビを活用した効果的な啓発や人権情報の周知に努めるとともに、学習内容、教材について研究を進めます。 また、あらゆる媒体を活用してまちづくり講演会、部落解放研究集会等の参加を促進します。	人権推進課
114	人権啓発センターなどを拠点とした各種啓発・教育活動を推進します。	人権啓発センター
115	町報、ホームページ、ケーブルテレビを活用した効果的な啓発や人権情報の周知に努めます。	人権啓発センター

## ③人権に関する推進者の養成

学習会や講座等を開催し、人権教育に関する推進者の養成に努めます。

番号	施策の内容	担当課
116	参加者と意見交換や共同作業に取り組みながら、問題解決をめざす姿勢を身につけた推進員等の育成に努めるとともに、集落での学習会を関係者がより連携を深め、協力して開催します。	人権推進課
117	人権に関する全国規模の大会等への派遣を行い、社会情勢の把握や新たな知識取得を促します。	人権推進課

#### ④地域や社会とのつながりづくり

「令和5年度人権問題に関する町民意識調査（2023年7月）」の結果から、地域や社会とのつながり（社会関係資本<sup>※28</sup>）が、人権意識を高める要因となっていることがわかっています。地域コミュニティの衰退や、人付き合いの希薄化が問題となっていますが、住民同士が空間や時間を共有し、支え合えるつながりづくりも重視します。

番号	施策の内容	担当課
118	住民が様々な形で交流し、お互いを尊重しつながり合える場の提供を図り、発表や情報発信の機会を設けて、地域の枠を超えたつながりを作ること推進します。	社会教育課
119	日常の様々な分野において 緩やかな「つながり」を築けるよう、多様な「居場所」づくりや、関係機関の連携・協働を進めます。	福祉課

---

#### ※28 社会関係資本

ソーシャルキャピタルとも呼ばれ、人と人の関係性を資本として捉える考え方です。社会関係資本の3つの構成要素は、「信頼」「規範」「ネットワーク（つながり）」であり、それらが豊かだと、組織運営や地域の防犯、個人の幸福感や健康状態に良い影響を与えるとされています。物的資本や人的資本と並ぶ概念として注目されています。

### (3) 保育所・学校等

#### 【現状と課題】

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、人権教育をはじめすべての教育の出発点と言えます。保育所・学校では、子どもたちが将来に渡って、人権尊重の意義や重要性について理解を深めるとともに、その精神が生活の中で行動や態度となって表れる環境づくりに取り組んでいます。

また、子どもたちの発達段階に応じて、命あるものを慈しむ心や、思いやりや優しさを持って接する大切さ、公正さを重んじる心等、豊かな人間性を育成することも大切となります。

そして、世界中のどこでもつながることのできる多様な価値観が溢れた社会において、インターネットとの適切な付き合い方を身につけることは、自分や他者の人権を守り、子どもたちの健全な発達や成長につながります。

#### 【今後の取組】

保育所では、子ども一人ひとりの違いを認め、相手を尊重して、それぞれの良さを見つけ、互いに信頼しあえる温かい人間関係作りを進めます。

小学校では、地域や児童の実態に即し、人権尊重を基盤として、意図的かつ計画的に基礎学力を身につけるとともに、体験活動や交流活動等の機会を通して人権尊重の意識を高めます。

中学校では、保育所、小学校での学びの成果を踏まえ、知識だけでなく人権問題の解決を自分自身の課題として捉え、問題解決に向けての行動につながるよう人権教育を推進します。

なお、保育所、小学校、中学校では、それぞれの発達段階にあわせた人権保育・教育を進めますが、途切れることのない連携が非常に重要となってきます。

その他、あらゆる教育機関も含めて、保護者、行政、関係団体等が一体となって、豊かな人間性を育成する取組を進めます。

## 【施策の柱】

### ①発達段階に応じた指導の工夫

子どもたちの興味や関心を引き出し、主体的に学習ができるよう、発達段階に応じた指導の工夫に努めます。

番号	施策の内容	担当課
120	園児の実態や課題の状況を踏まえ、個々に応じた多様な保育の実践を推進します。	町 民 課
121	児童生徒の実態や課題の状況を踏まえ、個々に応じた多様な教育の実践を推進します。	学 校 教 育 課
122	町内保育所、小中学校、八頭町人権教育推進協議会が連携して作成した「八頭町保育所・小学校・中学校人権教育全体計画」を理解して、園児の実態や発達に応じた保育を推進します。	町 民 課
123	町内保育所、小中学校、八頭町人権教育推進協議会が連携して作成した「八頭町保育所・小学校・中学校人権教育全体計画」をもとに、児童生徒の実態や発達に応じた教育を推進します。	学 校 教 育 課
124	「八頭町保育所・小学校・中学校人権教育全体計画」の推進を、関係機関と連携して行います。	人 権 推 進 課
125	家庭と連携しながら保育者との信頼関係を築き、友だちと互いの良さや違いを認め合える仲間作りを行います。	町 民 課
126	児童生徒に身近な学級の問題などの話し合いや、自他尊重を認め合う学習など、仲間づくりを意識した学習にも積極的に取り組みます。	学 校 教 育 課

## ②体験を重視した効果的な指導の充実

自然体験や社会体験、高齢者や障がい者との交流など、体験を重視した指導の充実に努めます。また、他者とのコミュニケーション能力育成の技能を身につけられるような指導の工夫に努めます。

番号	施策の内容	担当課
127	<p>地域での体験、高齢者や障がい者等との交流を図る中で、家庭、地域、関係諸機関等、外部人材を効果的に活用するなど、学習の充実を図ります。</p> <p>○高齢者施設との交流 目標値 各保育所計3回/年</p> <p>○解放文化祭への参加 作品展示（船岡・郡家・八東地域） ステージ発表または撮影動画の上映</p>	町 民 課
128	<p>地域での体験、高齢者や障がい者等との交流を図る中で、家庭、地域、関係諸機関等、外部人材を効果的に活用するなど、学習の充実を図ります。</p>	学 校 教 育 課

## ③社会教育とのつながり

保育所、学校等で取り組まれた人権教育の成果を、社会教育へとつなげていけるよう、取組を推進します。

番号	施策の内容	担当課
129	<p>保育所での人権教育の成果を社会教育へとつなげていくため、保育所職員、保護者、地域等の連携の取組を推進します。</p>	町 民 課
130	<p>学校等での人権教育の成果を社会教育へとつなげていくため、教職員、保護者、地域等の連携の取組を推進します。</p>	学 校 教 育 課
131	<p>保育所、学校等での人権教育の成果を社会教育へとつなげていくため、学校・保育所職員、保護者、地域等の連携の取組を推進します。</p>	人 権 推 進 課

#### ④適切な情報共有

適宜、保育所内、学校内等で情報共有を図り、人権保育・人権教育の実績を振り返りながら、改善を図ります。

番号	施策の内容	担当課
132	<p>人権保育担当者が中心となり、人権保育の具体的な方法や園内での研修などを検討します。 また、保小中担当者会等で情報交換し、保育の質の向上につながるよう推進します。</p> <p>○人権保育担当者会 目標値：5回／年</p>	町 民 課
133	<p>人権教育主任が中心となり、人権教育の効果的な指導方法や校内での研修などを検討します。 また、保小中担当者会等で情報交換し、教職員の指導力の向上につながるよう推進します。</p> <p>○町人権教育主任会の実施 目標値：3回／年</p>	学 校 教 育 課

## (4) 企業・事業所

### 【現状と課題】

令和2年(2020年)、国の関係府省庁連絡会議において「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)」が策定されました。これに続き、令和4年(2022年)には「責任あるサプライチェーン<sup>※29</sup>等における人権尊重のためのガイドライン」が策定され、企業がすべての事業活動(取引先やサプライチェーン含む)に伴う人権侵害リスクを把握し、予防や対応策を講じる人権デュー・デリジェンスの実施を促しています。

また、企業の社会的責任(CSR<sup>※30</sup>)とは、企業活動に対して、環境や次世代への配慮などを実践し、顧客、従業員、株主、地域社会などの利害関係者(ステークホルダー)に対して責任ある行動を取るとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方で、その原則の一つには「人権の尊重」が掲げられます。企業は、社会を構成する一員として、利益の追求だけでなく、人権の尊重や環境への配慮、地域社会への貢献なども積極的に行うことが、国際的に求められています。

企業や事業所が関わる人権リスクや考え方として、賃金の不足や未払い、長時間労働、あらゆるハラスメントの防止、外国人労働者の権利擁護、ジェンダー平等、プライバシーや個人情報の配慮、多様な労働者が安心して働ける制度や環境整備など、非常に幅広くあります。

### 【今後の取組】

企業・事業所等で行う人権研修や人権に配慮した取組を推進することは、社会人に対する人権教育・啓発の機会として、とても重要な位置づけとなります。経営者を含めた従業員全員が人権に対する認識を深めることにより、人権意識を日々の業務に反映させ、あらゆる人々に配慮した職場づくりを推進します。

---

#### ※29 サプライチェーン

サプライチェーン

Supply Chainとは、直訳すれば「供給の連鎖」という意味になります。原料調達から生産、物流、販売等を通じて、製品やサービスが最終消費者に届くまでの一連の流れのことです。

#### ※30 企業の社会的責任(CSR)

コーポレート ソーシャル レスポンシビリティ

「Corporate Social Responsibility」を略した言葉です。国際的な指標である「ISO26000」に示されたCSRの7つの原則は、「説明責任」「透明性」「倫理的な行動」「ステークホルダーの利害の尊重」「法の支配の尊重」「国際行動規範の尊重」「人権の尊重」です。

## 【施策の柱】

### ①企業・事業所への啓発と取組

企業・事業所へ人権を尊重することの大切さを啓発し、人権意識の高い職場づくりを推進します。

番号	施策の内容	担当課
134	企業・事業所の代表者や幹部役員に対する研修会を開催し、経営者を含めた従業員全員の人権意識の高揚を図ります。	商工観光室
135	企業・事業所の代表者や公正採用選考人権啓発推進員 <sup>※31</sup> を対象とした研修会を開催し、経営者を含めた従業員全員の人権意識の高揚を図ります。	人権推進課
136	八頭町人権教育推進協議会企業・職域部の活動の趣旨に賛同し、人権啓発を積極的に推進する企業・事業所を増やします。	人権推進課
137	八頭町人権教育推進協議会企業・職域部の賛同企業に対して定期的な企業訪問を行い、企業・事業所内研修の推進や、人権に配慮した職場づくりを支援します。また、適宜、人権に関するアンケートで実態の把握を行います。	人権推進課

---

#### ※31 公正採用選考人権啓発推進員

あらゆる人権問題についての正しい理解と認識を持って、差別のない公正な採用選考システムを確立するために、厚生労働省が選任を勧奨しています。

鳥取県では、従業員10人以上の事業所等(従業員の数が10人未満であっても、就職差別事件またはこれに類する事象が起きてしまった事業所も含む)に公正採用選考人権啓発推進員の設置を推進しています。

## (5) 各種団体等

### 【現状と課題】

これまで、人権尊重のまちづくりの実現に向けて、官民一体の組織である八頭町人権教育推進協議会をはじめ、様々な各種団体と連携して人権教育・啓発の取組を進めてきました。人権を尊重する精神が本町の隅々まで浸透するには、各種団体との連携をさらに強化するとともに、自治会組織や小規模な活動グループ等で、あらゆる機会を捉えた研修会等の学習に取り組む必要があります。

### 【今後の取組】

八頭町人権教育推進協議会、各地区人権教育推進委員会、人権啓発推進委員会等の各種団体と連携して、人権教育・啓発をより一層効果的に推進します。

また法務局と鳥取人権擁護委員協議会八頭町部会と連携して、人権擁護の取組を推進します。

### 【施策の柱】

#### ①各種団体と連携した教育・啓発

各種団体と連携して、人権教育・啓発を効果的に推進します。

番号	施策の内容	担当課
138	八頭町人権教育推進協議会を中心に各関係機関と連携を図り、町民一人ひとりの人権に対する理解や認識が深まるよう努めます。	人権推進課
139	各地区人権教育推進委員会と連携し、集落単位で広く人権意識の向上を図ります。	人権推進課
140	法務局及び鳥取人権擁護委員協議会八頭町部会と連携し、町内の人権擁護の推進に関わる様々な取組を行います。	人権推進課
141	八頭町人権啓発推進委員会と連携し、推進者としての資質向上の取組を進め、町民の啓発を促進します。	人権推進課

番号	施策の内容	担当課
142	県内自治体、麒麟のまち圏域 <sup>※32</sup> 、運動団体などと連携し、差別や偏見の解消と人権意識高揚に取り組みます。	人権推進課

## ②人権啓発活動の活性化

自治会組織や町内の団体等、地域における人権啓発活動の活性化を図るため、研修、講演会等にかかる講師料を助成します。

番号	施策の内容	担当課
143	小規模のグループや団体で行う人権研修等を推奨し、研修、講演会等にかかる講師料を助成します。	人権推進課

---

### ※32 麒麟のまち圏域

古くから歴史や文化、生活圏を共有し、「麒麟獅子舞」が伝播する因幡（鳥取県東部）・北但西部（兵庫県北西部2町）地域が連携し、麒麟のまち圏域として様々な分野で連携しながら、魅力あるまちづくりに取り組んでいます。（鳥取県鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町、兵庫県新温泉町・香美町）

### 3 人権に関係の深い職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

この計画による人権教育・啓発には町民の理解と協力が必要ですが、特に業務を進めるうえで人権に配慮する職業に従事する教職員、医療関係者、行政職員等への人権教育・啓発を積極的に推進します。

#### (1) 保育士・教職員・社会教育関係者

##### 保育士

###### 【現状と課題・今後の取組】

幼児期の子どもたちは、社会的、情緒的、認知的、身体的にも著しい発達がみられ、そのような重要な時期を共に過ごす保育士は、人権尊重の理念について十分な認識をもち、保育を展開することが望まれます。

子どもたちの表現を受け止めながら、しっかりと愛着形成を図り、安心できる心の居場所や保育環境を整えながら、人権保育についての理解と認識を深めていく必要があります。

###### 【施策の柱】

###### ①保育士の人権意識向上と研修の充実

人権保育を推進していくためには、全保育士が豊かな人権感覚を身につけて子どもたち一人ひとりと接する必要があります。

このため、あらゆる人権課題への理解と認識を深め、日々の保育につなげられるよう、研修の充実を図ります。

番号	施策の内容	担当課
144	人権に関する研修や講演会、全国や県の人権教育の研修会などに参加し、あらゆる人権問題に対する理解、認識を深め、日々の保育実践に生かします。	町 民 課
145	担当課、各保育所と連携しながら、保育士の人権意識の高揚に向けて啓発を進めます。	人 権 推 進 課

## 教職員

### 【現状と課題・今後の取組】

子どもの人格形成に重要な役割を担う教職員は、人権尊重の理念について十分な認識をもち、教育活動を展開することが望まれます。

そのため、各学校での人権教育授業の公開、人権に関わる講演会、人権教育参観日に併せた事前研究会の開催等、児童生徒に身につけさせたい資質・能力を明確にした授業を行えるよう努めることにより、人権教育についての理解と認識を深め、資質と指導力の更なる向上を目指していかなければなりません。

### 【施策の柱】

#### ①教職員の人権意識向上と研修の充実

人権教育を推進していくためには、全教職員が豊かな人権感覚を身につけて子どもたち一人ひとりと接する必要があります。

このため、あらゆる人権課題への理解と認識を深め、教科等の実践的指導力を高めるための研修の充実を図ります。

番号	施策の内容	担当課
146	人権に関する研修や講演会、全国や県の人権教育の研修会などに参加し、あらゆる人権問題に対する理解、認識を深め、日々の授業実践に生かします。 ○初任者、町内新着任者に向けた八頭町人権教育研修会 目標値：1回／年	学 校 教 育 課
147	人権教育主任及び教育委員会指導主事と連携しながら、教職員の人権意識の高揚に向けて啓発を進めます。	人 権 推 進 課

## 社会教育関係者

### 【現状と課題・今後の取組】

地域において、学習・文化・スポーツなど社会教育に関する活動を行うことは、地域の活性化や豊かな知識や教養の浸透、住民同士の交流など、多くのことにつながっていきませんが、そういった社会教育を推進する関係者もまた、豊かな人権感覚を身につけていなければ、他者を尊重した多様性のある活動を展開することはできません。様々な人権課題に即した取組を推進する幅広い識見と知識を持つことが大切です。

## 【施策の柱】

### ①社会教育関係者の人権意識向上と研修の充実

あらゆる人権課題への理解と認識を深め、社会教育関係者の人権意識の向上に努めます。

番号	施策の内容	担当課
148	生涯学習・文化・スポーツなど社会教育に関わる人々の人権意識高揚を目指し、研修や学習会の参加を推進します。	社会教育課
149	主管課及び社会教育主事と連携しながら、社会教育に関わる人々の人権意識の高揚を図ります。	人権推進課

## (2) 医療・保健福祉関係者

### 医療関係者

医師、看護師、保健師などの医療従事者は、疾病の予防や治療、保健指導など人の生命と健康に直接かかわることから、患者やその家族のプライバシーに対する認識と配慮が必要とされ、病歴等診療情報の保護に努めるなど、高い職業的倫理と人権意識に基づいた行動が求められます。

## 【施策の柱】

### ①医療機関との連携

医療機関と連携し、患者やその家族が適切なサービス等を受けられるよう支援を進めます。

番号	施策の内容	担当課
150	医療機関と連携し、疾病予防、健康の保持増進を図ります。 ○医療機関行政連絡会の開催 目標値：2回／年	保健課

## 保健福祉関係者

保健師、民生児童委員、社会福祉施設職員などの保健福祉関係者は、子ども、高齢者、障がい者等と直接関わりを持つことが多く、業務を進めるにあたっては、個人のプライバシーや人間の尊厳に対する認識など、高い職業的倫理と人権意識を持ち、社会的・経済的に不利な状況に置かれている人々の自立と自己実現を援助するという役割を果たしていかなければなりません。

### 【施策の柱】

#### ①適切なサービスの提供

人権教育・啓発が推進されるように関係団体等へ働きかけるとともに、適切なサービスが提供できるよう、人権意識の高揚を図ります。

番号	施策の内容	担当課
151	業務の遂行にあたり、個人のプライバシーへの配慮や社会的弱者等の立場に立ったサービスを提供できるよう、意識の高揚を図ります。 また、関係者を対象とした相談援助技法向上を図る研修会の実施を継続して行います。 ○東部地区在宅医療介護連携推進協議会 目標値：3回／年（医療関係者含む）	地域包括支援センター
152	業務の遂行にあたり、個人のプライバシーへの配慮や社会的弱者等の立場に立ったサービスを提供できるよう、意識の高揚を図ります。	福祉課

### (3) 行政職員・議会議員・消防団員

#### 行政職員

行政が関わる全ての業務は、町民等の安心・安全で幸福な暮らしと直結しています。業務を遂行する行政職員一人ひとりが人権尊重の理念を十分に理解し、人権課題の多様化に対応した知識の習得と客観的な物事の判断により、行政施策を実施する際には、人権全般に配慮するよう努めなければなりません。

そのため、職員がそれぞれの行政分野において、人権尊重の視点に立った適切な対応が行えるよう、各部署に人権研修担当委員を配置して、職場内の人権に関する研修の充実を図るとともに、職員一人ひとりの人権意識の向上を推進しま

す。また、行政全体の資質の向上を図りながら、各地区人権教育推進委員会の運営や各行政事務事業等に取り組む等、地域における人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう努めます。

## 【施策の柱】

### ①行政職員としての資質向上

人権を尊重するまちづくりの実現に向けて、行政職員として責任ある職務の遂行と人権意識の向上を目指します。

番号	施策の内容	担当課
153	行政職員の知識の習得及び資質の向上に努め、各課の人権研修担当委員を中心に各部署内における人権研修を実施します。併せて、人権研修担当委員の資質向上を目的に研修を行います。 ○職員研修の開催（全体、担当者、部署内研修） 目標値：3回／年	総務課
154	行政全体の資質の向上のために、新採用者研修で人権について学習を行います。また、町主催の講座、講演会、全国大会等への参加を通して自己研鑽を促します。	総務課

## 議会議員

議会議員は、住民の代表者として、安心・安全のまちづくりや住民福祉の向上に努めるとともに、人権尊重の視点にたった町政のためにも、一人ひとりの意識の高揚を図り、人権侵害の防止に努めることが求められています。

## 【施策の柱】

### ①人権意識の向上

人権を尊重するまちづくりの実現に向けて、議会議員として責任ある職務の遂行と人権意識の向上を目指します。

番号	施策の内容	担当課
155	住民の代表者として、人権尊重への理解と意識の高揚を図り、人権侵害の防止に努めます。	議会事務局

## 消防団員

消防団員は、災害への対策、防災訓練、火災予防活動などを通じて、人々の命と暮らしを守る重要な役割を担っています。その職務の中で、被災者及び家族等の生命身体等の安全な保護のために、個人情報を知り得ることもあり、十分に配慮して取り扱うことが必要です。

### 【施策の柱】

#### ①個人情報への配慮

消防団員は、災害への対処、火災予防活動などを通じた、個人情報について、十分に配慮して取り扱うことに努めます

番号	施策の内容	担当課
156	人々の暮らしと地域を守る消防団活動の継続とともに、業務の一環で知り得た、被災者及びその家族や要支援者等の個人情報について十分に配慮して取り扱い、人権に配慮した言動に努めます。 ○八頭町消防団員 目標値：122人	総務課防災室

# 資 料 編

## 諮 問

八頭町部落差別撤廃人権擁護審議会  
会長 小谷 知載 様

八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画・実施計画について

八頭町における人権施策をより効果的に推進するため、八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画・実施計画を改定するにあたり、八頭町部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例第7条の規定により諮問します。

令和6年5月17日

八頭町長 吉田英人

# 答 申

八頭町長 吉田 英人 様

## 八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画・実施計画について

令和6年5月17日に諮問のあった第2次八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画の策定について、次のとおり答申します。

当審議会は、諮問を受けて以来、本町がめざす一人ひとりの人権が尊重される明るい地域社会を築くため、今後必要と思われる施策等について、あらゆる視点から検討し、慎重に審議を重ねてまいりました。

町長におかれましては、今後さらなる効果的な施策の推進を図り、人権が尊重され、幸福を実感しながら安心して暮らせるまち八頭町の実現のため、計画を着実に推進されるよう答申いたします。

令和7年3月3日

八頭町部落差別撤廃人権擁護審議会  
会長 小谷 知載

## 八頭町部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日条例第 110 号

改正 平成 30 年 6 月 20 日条例第 17 号

改正 令和 7 年 3 月 18 日条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に反し、いまだ厳存する部落差別をはじめその他の差別及びインターネット上における人権侵害等の問題を根本的かつ速やかに解消するため必要な事項を定めることにより、部落差別撤廃及び人権擁護を図り、もって平和な明るい町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の人権意識の醸成と高揚を促進しなければならない。

2 町は、人権施策を推進するに当たっては、国、県、関係団体等と連携協力しなければならない。

(町民の責務)

第 3 条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしてはならない。

2 すべての町民は、インターネット等による差別及びそれらを利用したり、助長する行為をしてはならない。

(町の施策)

第 4 条 町は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 町は、前項の施策推進に当たっては、住民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するよう配慮するものとする。

3 町は、人権施策を効果的に推進するための基本計画を定めるものとする。

(実態調査)

第 5 条 町は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(人権教育及び啓発)

第 6 条 町は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、人権教育及び啓発活動等の施策を積極的に推進するものとする。

(審議会)

第 7 条 町は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議する機関として、八頭町部落差別撤廃人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(指導及び助言)

第 8 条 町は、差別及び差別を助長する行為者に対し必要な指導及び助言をすることができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の郡家町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例(平成 6 年郡家町条例第 33 号)、船岡町部落差別撤廃、人権擁護に関する条例(平成 6 年

船岡町条例第 22 号)又は八東町部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例(平成 6 年八東町条例第 26 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 30 年 6 月 20 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 18 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 八頭町人権尊重宣言

平成 17 年 12 月 22 日告示第 167 号

日本国憲法は、全ての国民が法の下に平等であること、及び基本的人権の享有を定めています。

また、世界人権宣言では、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。」さらに、「人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。」と謳っています。この理念は、誰も侵すことのできない人類普遍の原理であります。

人権を無視し差別することは、ときに、かけがえのない人命までもうばってしまいます。

こうした現状を正しく認識し、人権尊重の精神を涵養し、全ての人々の基本的人権が守られるよう努めなければなりません。

私たちは、基本的人権を尊重し明るい町を実現するため、研鑽を重ね行動することをここに宣言します。

平成 17 年 12 月 22 日 八頭町

## 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

### (県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

### (市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

### (県内に暮らす全ての者の責務)

第4条 県内に暮らす全ての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

### (県、市町村及び県内に暮らす全ての者の相互の協力等)

第5条 県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。

(基本方針)

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権教育及び人権啓発に関すること。
- (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。
- (4) 相談支援体制に関すること。
- (5) 人権施策の推進に資する調査に関すること。
- (6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
- (7) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(差別のない社会づくりの推進)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- (2) いじめ又は虐待
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 不当な差別的取扱い

2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(人権に関する相談)

第8条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。）を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談者への助言
- (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）の紹介
- (3) 関係機関と連携した相談者の支援
- (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第9条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第10条 協議会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

2 略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和6年度八頭町部落差別撤廃人権擁護審議会委員名簿

所 属	氏 名	備 考
部落解放同盟八頭町協議会 郡家地区協議会	森木 正一	
部落解放同盟八頭町協議会 船岡地区協議会	山本 光志	副会長
部落解放同盟八頭町協議会 八東地区協議会	橋本 祐磨	
八頭町民生児童委員協議会	高橋 耕作	
八頭町女性団体連絡協議会	木下 優子	
八頭町女性団体連絡協議会	阪田 和恵	
八頭町社会福祉協議会	小谷 知載	会 長
八頭町老人クラブ連合会	大村 益康	
八頭町小中 PTA 連絡協議会	上田 恒徳	
八頭町教育会人権教育部	表 博則	
人権擁護委員会八頭町部会	湯浅 宗生	
人権擁護委員会八頭町部会	上島 和彦	
人権擁護委員会八頭町部会	安藤 博昭	

令和6年度八頭町部落差別撤廃人権擁護審議会幹事

役 職	氏 名	備 考
八頭町人権推進課 課長	山崎 泰宏	
八頭町人権推進課 主幹	中田 孔明	
八頭町人権推進課 主任	前田 宏子	

発 行／八頭町  
発行日／令和7年3月  
編 集／令和6年度八頭町部落差別撤廃人権擁護審議会  
（幹事）八頭町役場八東庁舎 人権推進課  
鳥取県八頭郡八頭町北山63番地1  
TEL (0858) 84-1228 FAX (0858) 84-2818

